

都 市 交 通 委 員 会 記 錄

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年12月2日（火）午前10時0分～午後1時44分 |
| 2. 会議の場所 | 第1委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

(都市局)

- | | |
|-------------|--|
| 1. 予算第23号議案 | 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 予算第26号議案 | 令和7年度神戸市市街地再開発事業費補正予算 |
| 3. 陳情第171号 | 土地譲渡契約書等に基づき、王子陸上競技場等建物解体工事に関する説明会の開催を神戸市が関西学院に直ちに要請することを求める陳情 |
| 4. 報告 | 神戸市都市づくりのマスタープラン（素案）について |

(交通局)

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1. 報告 | 神戸市営交通事業経営計画2030（案）について |
| (建築住宅局) | |
| 1. 予算第23号議案 | 令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 予算第27号議案 | 令和7年度神戸市営住宅事業費補正予算 |
| 3. 第92号議案 | 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件 |
| 4. 第93号議案 | 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正する条例の件 |
| 5. 第98号議案 | ひよどり台住宅68-70号棟エレベーター設置他工事請負契約締結の件 |
| 6. 報告 | マンション管理状況の届出義務化規則制度に係る意見提出手続きについて |
| 7. 報告 | 工事請負契約の締結について（関係分） |

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	諫山大介			
副委員長	のまち圭一			
委員	木戸さだかず 門田まゆみ	萩原泰三 上畠寛弘	川口まさる 松本のり子	山本のりかず 欠坊池正

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（諫山大介） ただいまから都市交通委員会を開会いたします。

本日は、11月27日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査のほか、陳情の審査及び報告の聴取のためお集まりいただいた次第であります。

なお、坊池委員より、病気療養のため欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げておきます。

最初に、本日の協議事項については、追加協議事項を委員の皆様にお配りしておりますので、念のため申し上げておきます。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、こうべ未来さん、躍動の会さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありましたので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、陳情第171号について、都市局審査の冒頭に口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） それでは、さよう決定いたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（都市局）

○委員長（諫山大介） これより都市局関係の審査を行います。

最初に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。陳述の際は、最初にお住まいの区と氏名をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、陳情第171号について、口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の堀口さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳述者 おはようございます。灘区の堀口です。

9月の建設防災委員会で住民の説明の在り方について、多くの意見が出されました。例えば大学からまだ何の説明もないということなので、神戸市が大学に年内には1度説明会を行ってほしい旨要求すべきだ。関学の説明会の話、関学にはいつまでに明らかにしてもらえるのか、質問をぜひ神戸市から投げかけていただきたい。アスベストの問題は、近隣に高校、中学があり、生徒に影響が及ぶ可能性がある。生徒や保護者、近隣住民への説明はどうなっているのか。広く知りたいと思っている地域住民の人たちの気持ちに神戸市は応えていくべきだなどなど、これら貴重な意見に当局は真正面から向き合っていただきたいと思います。

さて、11月17日から陸上競技場などの解体工事が既に始まりました。この工事について、関西学院に説明を開催してほしいと繰り返し要求しているにもかかわらず、いまだに実現していません。

昨年8月の王子解体撤去工事、今年の5月のサバンナゾーン及び動物園内建物解体工事では、極めて狭い範囲の近隣住民への対象ではありましたが、神戸市は説明会を開きました。ましてや、陸上競技場となれば、プールや動物園、建物以上に、子供たち、通学や通行人、住民に与える影響はさらに大きく、説明会は必ず必要です。ところが、関学の場合、近隣住民対象の説明会すら開かず、看板の設置と自治会掲示板のたった1枚のお知らせ、自治会長宅などを個別に回り説明したとされています。そのときの資料や説明にも、肝腎の詳細な作業工程、施工計画、アスベスト含有建材の除去、樹木伐採など、住民の知りたいことが全くありません。

土地譲渡契約書に、関学は工事の着手前に神戸市と協議を行わなければならない、周辺住民に対して事前説明を実施しなければならないとあります。つまり、この情報提供の方法は、関学と神戸市とが協議した結果ですが、神戸市はこれまで、自らが行ってきた解体工事のときのように、関学に説明会を開くよう、なぜ要請しなかったのですか。関学が説明会を開くことに、神戸市は何か特別な不都合でもあるのですか。このままでは近隣住民との協調関係はとても保つことができません。関学だけでなく、神戸市も大きな責任があると言わざるを得ません。

10月の陸上競技場解体工事については、関学のみが自治会長と面談、その折に自治会掲示板への掲示と各自治会員への回覧をお願いして、近隣住民に周知したとしています。しかし、近隣の自治会員から、自治会からは全く連絡なし、陸上競技場の解体工事資料を見たことがない、関学はあくまで看板の掲示だけで済まそうとしている、こんな怒りの声が隣接する5自治会を含む近隣自治会の全てで聞かれます。実際、ある自治会長が、前回回覧したらどこかでなくなってしまったので、今回は掲示だけにしたと苦しい胸の内を明かしてくれました。つまり、近隣住民は掲示板だけで、全く詳しいことを知らされていないのです。ただ、仮に回覧資料を見たからといって、説明なしには理解できたということにはなりません。神戸市は関学に丸投げ、関学は自治会長に丸投げ、これで近隣住民に周知したなどと、どうして言えるんでしょうか。

環境省のガイドラインの情報提供方法には、掲示、回覧、個別訪問、説明会があり、不十分なときは組み合わせて実施することを求めています。説明会はその中のほかのどの方法と比べても最もメリットが多いとされているのです。今月からアスベストの工事も始まりました。神戸市は関学に近隣住民への陸上競技場解体工事に関する説明会の開催を直ちに要請してください。

最後に、地域住民の声を踏まえて、委員の皆様の真摯な御議論をお願いして、私の陳情を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。よろしくお願ひします。

○委員長（諫山大介） 口頭陳述は終わりました。どうも御苦労さまでした。

それでは、議案2件、陳情1件及び報告事項1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席のままで結構です。

○山本都市局長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、予算議案2件、陳情1件、報告事項1件につきまして御説明申し上げます。

初めに、予算議案2件につきまして御説明申し上げます。なお、金額は万円単位にて御説明いたします。

資料1を御覧ください。

予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算説明書でございます。

1ページに参りまして、1繰越明許費の説明を記載しております。

合計欄にございますように、56億3,879万円を令和8年度に繰り越す予定でございます。繰越

しを行う事業及び金額につきましては、表に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

2債務負担行為の説明でございます。

新バスター・ミナルビル周辺デッキにつきまして、建築等整備の債務負担行為限度額を17億7,200万円から28億7,200万円に増額するとともに、土木整備の債務負担行為を新たに令和7年度から令和9年度までの期間で12億5,000万円を限度額として設定するものでございます。

資料2を御覧ください。

予算第26号議案令和7年度神戸市市街地再開発事業費補正予算説明書でございます。

3ページに参りまして、1繰越明許費の説明を記載しております。

合計欄にございますように、1億6,102万円を令和8年度に繰り越す予定でございます。繰越しを行う事業及び金額につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、陳情1件につきまして御説明申し上げます。

追加資料1の1ページを御覧ください。

陳情第171号は、王子陸上競技場等の建物解体工事に関する説明会の開催を神戸市が関西学院に対して要請することを求めるものでございます。

陳情に対する市の考え方を御説明いたします。

関西学院が行う工事につきましては、令和7年9月に灘区の15の連合自治会で構成される行政連絡会において、関西学院と共に、園路の一部通行止めや、既存施設等の撤去工事について説明を実施しております。特に、王子公園に近接する5自治会に対しては、ガイドラインに基づき、石綿の除去も含めた具体的な作業手順等を示した施工計画の事前説明を行うとともに、各自治会への工事案内資料の回覧や掲示などを実施しております。

また、それ以外にも、現地での工事案内看板の設置や本市のホームページでも広く周知しているほか、他の自治会や住民の方から問合せなどがあった場合にも、個別に説明の機会を設けるなどしており、現在、関西学院は解体工事に関する必要な説明を実施しているものと考えております。

続きまして、報告事項、神戸市都市づくりのマスタープラン（素案）につきまして御説明申し上げます。

資料3－1の4ページを御覧ください。

1. 位置づけと役割でございます。

神戸市総合基本計画の部門別計画として定めるものであり、都市計画決定や地域のまちづくりなどの指針としての役割を担うものでございます。

2. 神戸市都市づくりのマスタープラン（素案）の概要でございます。

(1)に記載のとおり、都市づくりに関する総合的な計画として、神戸都市計画区域マスタープランなど、関連する計画を統合いたします。

(2)目標年次は令和17年とし、(3)構成・記載内容として、ビジョン編では、都市づくりの基本的な考え方や都市づくりの方針など、アクション編では、都市づくりの取組や実現に向けた進め方を、そして、資料編では、位置づけと役割、神戸市を取り巻く状況等を記載いたします。

3. 今後の予定でございます。

令和7年12月22日からパブリックコメントを実施し、令和8年2月に公聴会を実施いたします。そして、令和8年度に神戸市都市計画審議会に計画案を諮問し、本委員会に計画案を報告した上

で、計画を策定いたします。

資料3－2を御覧ください。

表紙の次には、これまでの神戸の都市づくりの歩みと、その次のページには、目次と構成を記載しております。

1ページを御覧ください。

第1章都市づくりの基本的な考え方におきまして、これから神戸の都市づくりとして、暮らす人・働く人・訪れる人・事業者・行政などの様々な立場の人々に参画いただくことや、空間づくりに当たって、その場所で生まれる活動を思い描くことを大切にし、持続可能な都市づくりを進めることとしております。

2ページに1－1都市づくりの指針として、これから神戸の都市づくりを進めていくに当たり、関係する一人ひとりが、どのように考えて取組を進めていかなければよいかを8項目にまとめております。

また、4ページに1－2を目指す都市構造を、7ページに実現に向けて、図に記載のとおり、多様な主体が参画するまちづくりなどに取り組んでまいります。

9ページを御覧ください。

第2章区域区分の決定の方針では、2－1区域区分の決定の有無や、2－2区域区分の方針を記載しております。

11ページを御覧ください。

第3章都市づくりの方針でございます。

3－1土地利用に関する方針をはじめとして、14ページに3－2居住・都市機能に関する方針を、20ページに参りまして、市内外や世界との交流を促進する交通環境の形成などの都市交通に関する方針を記載しております。

23ページには3－4市街地・住環境整備に関する方針を、27ページに3－5都市環境に関する方針を、31ページに3－6安全・安心に関する方針と、35ページに3－7都市デザインに関する方針を記載しております。

37ページを御覧ください。

第4章見直しの考え方では、都市計画事業などや取組をアクション編に記載し、取組状況を随時把握するとともに、適宜見直しを行うことを記載しております。

以上、予算議案2件、陳情1件、報告事項1件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（諫山大介） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

初めに、予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、都市局関係分について御質疑はございませんか。

○委員（松本のり子） 本会議でも議案質疑で朝倉議員が質問しましたが、このバスターミナルの件で、本会議では見積活用方式を今回取り入れたんだということを副市長がおっしゃいました。これまで、これが不調に終わってて、このたび、見積活用方式、結局、事業主さんが出してきた金額で、それでオーケーして進めていきますよということについては、事業主が多額な金額を出してきた場合、その辺、こちらの積算はどのようにして検討して、ちゃんとした金額を出していくのか、それをまずお聞きします。

○津島都市局都心再整備本部局長 見積活用方式についてでございますけど、これはあくまでも一般競争入札の方法の1つでございまして、近年発生しています不調・不落対策、これで政府のほうが公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針、この中に位置づけられてございまして、不調・不落となった工事に適用するものができるということになってございます。

これ、本会議の場で小松副市長からも答弁ございましたが、今回のデッキの現場が非常に一般的建築工事とは違いまして、一般的建築工事というのは、囲われた中で、敷地の中で工事を行うんですけれども、今回のデッキにつきましては、延長が非常に東西方向に長くて、多くの歩行者が通行するという、そういうので歩行者の安全を確保しながら、限られたスペースで工事をしていくと。その上で、その上部にあるデッキの建築工事を行うといった内容になってございます。こういう現場の特殊性を踏まえまして、一定踏まえた予定価格を設定しておりましたが、このたびの入札不調を受けまして、より一層の安全対策が必要と認識した中で、今回必要な工種や特殊な工種について見積活用方式を採用することとしてございます。

この方式、委員が言われました全てが全てをこの見積りを取るわけではなくて、先ほど申しましたような必要な工種、これを選定しまして、その工種について、入札の参加者に見積りの提出を求めまして、それを用いて予定価格を作成し、その上で競争入札にかけるといったやり方でございます。

その額が妥当なのかという御指摘もございましたが、見積価格の妥当性につきましては、直近の契約実績であるとか、それから、実勢価格の根拠資料の提出を求めまして、それをしっかりと確認を行うこととしてございまして、適切な予算価格の算出につながるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（松本のり子） 先ほどいろいろ御説明いただいたんですけども、例えばそういった中で、見積価格の妥当性がやはり確認できない場合というのもあるかと思うんですね。そんなときはどのようにされるんでしょうか。

○津島都市局都心再整備本部局長 先ほど申しましたとおり、一応その入札、見積価格については、その根拠となる資料の提出を求めます。その提出を求めて確認をさせていただくんんですけど、もしそれが例えば提出されないと、根拠がきちんとされていないということであれば、その入札については、一旦中止するということも踏まえて検討することとなってございます。

○委員（松本のり子） ゼひ本当、そのところはしっかりと追加資料の提出とか、ヒアリングを行っていただきたいと思いますが、そもそもこのデッキは、JR三ノ宮駅からバスターミナルのところまで300メートルずっと東西にデッキがつながると。それは神戸でこんな――全国で初めてと言ったんですかね。神戸で初めて、何かそのぐらいすごいものを今造ろうとなさっているんですが、それと同時に、私が不思議だなと思うのは、1階の歩道の部分も広げますよね。1階の歩道の部分も、今、私たちが歩いているときよりもさらに広げて、2階も300メートルずっといくと。それは6つある三宮駅の近隣にある駅を何か一体化するために、ホームが1つで、6つの駅がそこに乗り入れるわけじゃないんだけれども、点々とあるのをデッキを造ることによって一体化すると。何かよく分からぬようなことをおっしゃっているんですけども、私は歩道でも十分、広げる以上、そこで対応できるんじゃないかなと。こんなにたくさんの金額を使って300メートル、全国初か何か分かりませんが、それをする必要があるのか。聞かれてもあると言う

んでしょうけども、全国初ですよね、これは。ちょっとそのところ。

○津島都市局都心再整備本部局長 延長につきましては、このバスターミナル、ミントからこのバスターミナルまでつながる部分、これが331メートルとなってございます。延長で言うと、これぐらいの長さというのは、他県では東京の竹芝なんかも270メートル程度の歩道橋ございまして、全く全て初かと言われると、そうでもないかもしれませんけれども、こういったものを整備する予定になってございます。

この整備の必要性がどこまでかと、平面道路を通ればいいんではないかという御指摘でございますけれども、今回、委員も言われたように、三宮最大の課題というのが、6つの駅がございまして、地下、それから1階、2階、3階と、階層がばらばらな状況でございまして、乗換えが分かりにくいであるとか、今現在、まだバリアフリー化されてない場所もございます。そういうことが、この三宮再整備の一番の課題だったんですけども、それを改善していくために、このデッキの整備、これはJRの新駅ビルの中にも通路を作りますんで、JRの新駅ビルの通路とのデッキ整備によって、バリアフリー含めて皆さんのが円滑に乗換えできるような動線を作っています。

加えまして、もう1つ、バスターミナルに直接接続するような動線になりますて、この目的のもう1つの大きなところが、これからバスターミナルを作ることによって、バスがやはりあそこの場所に集約されてまいります。歩行者が1階を歩きますと、歩行者、今回の雲井通の再開発で、バスターミナルを使う方、それからホールを使う方、図書館、オフィスとか、そういう方々で、歩行者が非常に増えることが想定してございます。そういう中で、1階に人が通りますと、バスの交通と完全に交錯するような形になりますので、今回、デッキを整備することによりまして、歩行者は2階レベルを通っていただいて、1階は極力通らない。通る方は用事のある方は通っていただくんんですけども、極力上に上げて、歩行者とバスとの交錯を少なくしていくと。より相互が安全に、それからバス交通も円滑になるような、そういう取組をしていきたいと思ってございます。

さらに、今回のデッキというのは、この雲井通5丁目の再開発ビル、そして、JR新駅ビルの避難経路にもなってございます。そういうことで、このデッキが供用しなければ、両ビルが供用できないということもございます。そういうことからも、三宮再整備に伴うこの三宮駅周辺の歩行者デッキについては、着実に進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員（松本のり子） もうまとめますが、1階はバスが通るので、歩行者は極力通さないと。だけれども、1階の歩道はさらに広くしていくと。バスが通るところ、バスターミナルのところだけ、エレベーターとか、エスカレーターとか、いろんな方法が今あろうかと思います。本当に人口が集中している東京よりも50メートル以上大きな、広い、長いデッキを造っていくと。今後、人口減少していく中で、本当にこれがどういう活用をされるのかということについては、明らかじゃない以上、私はやはりこれは見直しも含めて、検討し直していただきたいということを申し上げて、終わります。

○委員長（諫山大介） ほかにございませんか。

○委員（川口まさる） すみません、今の話を聞いてて、ちょっと聞きたくなつたんですけども。これ今、23億ほど補正前と補正後と比べて費用が上がっています。歩行者の安全とか、限られたスペースとか、現場の特殊性ということで説明があったんですけども、それはもともと分かつてたはずの理由をおっしゃっているように聞こえたんですけども、そのところをもう少し詳

しく説明いただけますでしょうか。

○津島都市局都心再整備本部局長 まず、これ建築工事と土木工事と分かれてございまして、建築工事については、今回不調となってございます。当初、当然現場の特殊性というのは一定踏まえた予定価格をしまして入札を行ったんですけども、今回不調となってしまいました。その原因というのも踏まえて、より一層の安全対策が必要ということを認識しまして、もう1つ、近年の物価高騰、そういったことも考慮しまして、今回必要な工事費用につきまして設定を行った上で、債務負担行為をお願いしているといったものでございます。

もう1つが、土木工事についてでございまして、土木工事については、現在はもう現場のほう工事にかかるございまして、現在、その工事の中で、発注後に業者のはうが施工計画を立てまして、現地のほうに入ってまいります。その中で、沿道協議とか、それから警察協議、そういうことを踏まえまして、現場のほうで様々な変更が出てまいります。当初、設計の中で予定した行為というのはあるんですけども、実際に業者と契約して、業者が施工計画を立てた上で、現場のほうで協議に入る中で、例えば今回ありましたのが、沿道の方から、施工ヤードを予定していた場所で、ここの場所ではやらないでほしいという強い要望を受けまして、施工ヤードを変更して、別の場所で杭を組み立てて運搬するといったようなことがあります。そういういた現場に入った中で、変わってくる条件を加味した上で、今回変更をかけていくと。その中で、予算をお願いしているといった内容でございます。

○委員（川口まさる） なるほど、ありがとうございます。その施工ヤードが変更になったとかいう経緯についても、それも結局は事前にやり方を決めて、事前にコミュニケーションを取っていれば防げた事態だと思うんですね。なので、今後はこの事前の調整というのをもう少し丁寧にやっていただきますようお願いします。周到な計画を今後立てて準備してください。お願いします。

○委員長（諫山大介） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） 次に、予算第26号議案令和7年度神戸市市街地再開発事業費補正予算について御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） 次に、陳情第171号土地譲渡契約書等に基づき、王子陸上競技場等建物解体工事に関する説明会の開催を神戸市が関西学院に直ちに要請することを求める陳情について御質疑はございませんか。

○委員（山本のりかず） 王子公園に近接する5自治会に対して、関西学院による既存施設等の解体工事の実施に当たり、ガイドラインに基づき、石綿の除去も含めた具体的な作業手順等を示した施工計画の事前説明を行っていると当局はおっしゃっていますが、その具体的な作業手順等を示した施工計画の中身について教えていただけますでしょうか。

○平岡都市局部長 撤去工事に伴う施工計画の中身についてでございますけども、工事の実施に当たりましては、関西学院の検討の状況に応じまして、事前に神戸市のほうと協議をするような工程になってございます。

具体的な施工計画の中身そのものは、かなり資料も分厚く、実際の作業工程であったり、特に今回の施設につきましては、アスベストが含有されていることもございますので、アスベストの実際にある場所、それと、そのアスベストにつきましてもレベル1からレベル3ということで、その危険性といいますか、物が違う状況がございます。そういういた場合のそれぞれの箇所での除

去の方法等についても、詳細に示した資料を提出いただきまして、それを我々のほうでも確認して、協議をしているというような状況でございます。

○委員（山本のりかず） 近隣住民の皆様へということで、アスベストに関しては、法令を遵守し、完全養生を行い、アスベストが場外に飛散しないように作業を行いますといった簡単な説明しか周知、アナウンスしてないという状況もあります。

先ほど答弁ありました、要は場所ですよね。場所はしっかりと明記されています。アスベストはこの箇所で、こういう工事ルートで撤去を行いますと。一方で、先ほど御説明があった、やはり危険性というのは近隣住民も非常に不安に思っていますので、その辺りしっかりと、自治会長だけではなくて、もちろん説明会を行っているということは承知していますが、近隣の住民の皆様にしっかりと情報が下りて、理解していただくような努力を第一義的には関西学院がしなければいけませんけども、やはり住民の皆さんも不安を持っていて、神戸市としてもしっかりとその辺り——答弁でも個別で説明するということは伺っていますけども、不安除去に努めていただきたいことを要望させていただきます。

以上です。

○委員長（諫山大介） ほかに。

○委員（木戸さだかず） 説明お聞きして、関西学院もそれなりの手順を踏んでいるのかなというふうに判断させていただきますが、基本的にこういうのは自治会に業者は当然物を言って、お伝えしていくという手順を踏むのが通例なんんですけど、その際に、当局のほうにこの陳情が上がるまでに自治会等から声が、いやいや、まだ不十分ですよとか、こういう不安点がありますよというふうな声が上がっているのかどうか、ちょっと何かそういうのがあったかどうかだけ教えていただけますか。

○平岡都市局長 先ほど局長からも冒頭説明させていただきましたけども、今回、9月の30日に、神戸市の土地を関西学院に引き渡すというようなタイミングでございましたので、事前に、神戸市職員と関西学院で、全体の自治会の取りまとめの場でも説明をさせていただきましたし、近隣の5自治会のほうにも個別に回らせていただいて、説明をさせていただきました。その後、実際の工事に当たりましては、関西学院のほうで詳細な工程等も含めて説明をさせていただきまして、それはその自治会を代表する役員の方々が中心ではございますけども、その中で、いろいろ周知の方法等につきましても相談をさせていただいたというような状況です。

その後、確かに個別に説明資料について、さらに詳しく説明を求めるというような御意見もございましたけども、大半はそういった資料をもって、特にこの説明が不十分であるとか、もっと説明会をしてほしいというような問合せは、我々のほうにもございませんし、関西学院のほうにも特にそういう大きな声はないというふうなことは確認してございます。（発言する者あり）

○委員長（諫山大介） 静肅にお願いいたします。

○委員（木戸さだかず） 再度確認だけですけど、自治会としては、何かこれが不十分とか、そういうふうなことはなかったということでよろしいですね。

○平岡都市局長 はい、その認識で結構でございます。

○委員長（諫山大介） その他ございますか。

○委員（松本のり子） 9月に行われた、まず連合自治会での行政連絡会で説明を受けたということですが、15の連合自治会のうち、何自治会が参加して、何人いらっしゃったのか、まずお聞きます。

○平岡都市局長 行政連絡会には15の団体が加盟してございまして、そのうち、13の自治会の方々が出席され、人数につきましても13名というふうに伺ってございます。

○委員（松本のり子） このときにちょっとお聞きしたら、アスベストの話は一切出なかつたということを聞いているんですが、ここにも園路の一部通行止めや、既存施設等の撤去工事ということで、アスベストのレベルがどうこうというのは出なかつたと聞いているんですが、そんなんでしょうか。

○平岡都市局長 今回、御指摘の9月の行政連絡会での説明は、まず先ほども申し上げましたように、9月末をもって、我々の土地が関西学院の所有地に替わるという前に説明に入らせていただきました。その際に、園路の一部で通行できなくなるというような事もございましたので、そのことをお伝えするとともに、その後、関西学院のほうで、具体的な既存施設の撤去工事が始まるので、そういう事柄がございますということをお伝えしました。

その段階では、9月の上旬でして、その後、実際には11月の中旬頃から工事が始まってございますけども、その間、入念に関西学院のほうで具体的な撤去工事の手法であったり、内容、その辺を精査した上で、10月の中旬頃から、改めて近隣の自治会を中心に個別に説明をさせていただいたと、そういうような状況でございます。

○委員（松本のり子） そうしますと、石綿アスベストの問題、解体のやり方については、近隣の5自治会にしか言っていないということですか。

○平岡都市局長 アスベストの具体的な除去方法みたいなお話をつきましては、御指摘のとおり、近隣の5自治会の役員の方々もしくは役員の方々を通じて、近隣にお住まいの地域の皆様に資料の掲示等であったり、また先ほど少しございましたけども、地域の方々に説明をしました資料につきましては、国のガイドラインに基づきまして、内容をきっちりと正確に伝える必要がございますので、内容の要点を絞った形で——3枚程度の資料にまとめた形で説明しています。

加えまして、冒頭申し上げましたけども、具体的なレベルに応じたアスベストの除去方法等につきましては、今、既に工事が始まっていますけども、現地の大きな万能壠に具体的な手法なんかを掲示しながら、詳細な説明なんかもさせていただいてございます。

○委員（松本のり子） 5自治会の自治会長だったら5人程度にしか——今、アスベストというのはすごく阪神・淡路大震災以降大きな問題になって、それ以降も、港で働く人たちが結構この問題では病気になられて亡くなつたということもあって、全国的な問題になっているアスベスト問題というのは、すぐだからきっちりやりましょうということを厚労省も環境省もずっと言ってきている中、この問題について、飛散性がある、飛散性がない、それについて、この王子公園の中のどこの部分にあるのかとか、それはもっともとみんなに知らせるべきであると思うんですが、なぜそれを5自治会で、ひょっとして5人の人だけに言ってよしとしているのか、ちょっと私はリスクコミュニケーションのガイドラインを読みましても、これについて、局としての対応がすごくまずいなと思うんですが、その辺はどのようにお考えなんですか。

○山本都市局長 先ほど来から部長から申し上げてございますけれども、少し重なるところはございますけれども、まず、全体の御説明する中で、特にアスベスト、我々にとっても非常に重要なテーマ、詳しい説明が必要だと思ってございますので、特に近隣の自治会の方々に、それぞれの自治会の代表の方にどのような説明の方法がいいでしょうかというようなことを相談し、その中で、回覧とか掲示といった御提案もいただいた。そういうことで、自治会の会長を通じてでございますけども、各自治会のほうへの説明もしてございます。

加えて、それ以外の自治会の方にも、御要望なりがあった場合は、関西学院は個別の説明の機会を設けてございますし、自治会に加入されていない方に対しましても、現地のほうでそのアスベストの撤去についての方法、手法といったものを掲示していると聞いてございますので、しっかりそれぞれの要望に応じた説明を関西学院は実施しているというふうに我々は考えてございます。

○委員（松本のり子） 2022年3月に出されています環境省のリスクコミュニケーションガイドラインによれば、ここには、やはり石綿の飛散防止対策というものについて、文化施設、スポーツ施設だとか、ここは動物園がすぐ横にありますから、多くの人の利用する施設がある場合は、複数の曜日とか時間帯に説明会を設定というふうに書いてあるんですよね。だけども、今のお話でしたら、個人が心配で来た人には、その現場でもお話をしていると。でも、環境省のほうは、きっちり複数の曜日や時間帯を取って説明会をしなさいと。

動物園というのは、年間120万から130万人の人人が訪れるんですね。パンダのときはもっと多かったんですけど、今はパンダがいないから120～130万なんですよ。1か月にすれば120を12で割るから10万、10万人以上の人人が訪れるところの横で、それを本当にそのまま、心配な人だけ、気がついた人だけがどうなっていますかと来たら、その場で立ち話で話をすると。そんな程度でいいとお思いですか。このガイドラインについてどのようにお考えでしょうか。

○山本都市局長 まさに、今、先生から御指摘のあったガイドラインにも書いていますことは、少し言葉は正しくないかも分かりませんけど、そのとおりじゃないかも分かりませんけども、それぞれの説明の仕方については、それぞれの地域の方々に御説明しながら、御相談しながら、その地域の方々との御相談の中で選ばれたあるべき方法でもって説明しなさいというようなことが書かれていると我々は理解してございます。

○委員（松本のり子） 積極的に開催しなさいと。十分なコミュニケーションが必要となるから、石綿飛散防止への関心が高い場合などは、十分なコミュニケーションが必要となりますので、積極的に開催しなさいと。そして、先ほども言いましたけども、複数の曜日や時間帯に設定するようにということがきっちり書いてあるんですよね。

そして、この問題では、建築住宅局が以前——2021年のときに建築住宅局の市営住宅の解体で、アスベストを見落としていた問題が起こって、本当にこれも環境局とか、あるいは建築住宅局で大きな問題になりました。このときに当時の福本環境局長ですが、リスクコミュニケーションガイドラインは、やはり職員がみんなしっかりと意識を高めるために研修はしないといけないと、このように当時言われているんですね。そういう意味では、本当にこれは飛散の部分もあるんですから、やっぱりその程度じゃなくて、来た人だけに説明するというんじゃないなしに、しっかりと隣に動物園ホールがあるんですから、そこに何日と何日に説明会をしますということを私は関学のほうに伝えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○山本都市局長 繰り返しになりますけども、アスベストへの対応といったものは、我々都市局といたしましても重要だと思ってございます。再々申し上げておりますのは、地域の方々から個別の説明、追加の説明が必要だというような声が上がれば、それは関西学院として、現在、それに対応しているというのが今の状況でございます。

皆さんが一堂に会するような場みたいなところの必要性を先生は言われているのかも分かりませんけれども、その地域のほうから声が上がって、自治会に加入している、加入していないにかかわらず、また、少し離れた地域の方々からの声が上がったことに際しても、実際、関西学院は

説明を実施しているところでございますので、声に対して真摯に取り組んでいると我々は考えてございます。

○委員（松本のり子） 声が上がれば、声を上げるために、啓発活動とか何か関学さんはされていくんでしょうか。

○山本都市局長 啓発というのは少し意味合いが分かりませんけれども、情報の提供といったものは、先ほどから部長が申し上げていますように、大きな行政連絡会での御説明も行ってございましてし、自治会を通じて地域の方々にはできるだけ情報が行き渡るようなことは、我々も一緒になってやっているというふうなところだと思ってございます。

○委員（松本のり子） すみません、ちょっと先ほどの行政連絡会で話していますとおっしゃいましたけども、アスベストの話はしていないということを先ほどこの場でおっしゃっていたんですから、この行政連絡会でアスベストの話はなかったということは、もうしっかりと頭に入れてもらいたいと、局長、思います。

アスベストの話をしたのは、5自治会の5人だけなんですよ。それでもって、心配な人は来てくださいといったって、分からぬですよ。回覧板といったって、すぐ、これだけ雨も降ったりしたら、その回覧板だってどうなったか分からない。先ほどの陳情者の方は、回覧板が回してたうちにどこか行ってしまったという自治会もあるというふうに言われていますので、心配な方はと言うけれども、心配になるかどうかも分からない現状が今あるということなんですね。みんながみんな知つたらいいですけれども、知らない人たち、ましてや、あの競技場にアスベストが含まれているなんていうのも分からない人たちも大勢いらっしゃると思いますので、やはりここは、じゃあ、広報は遅いのかな、きっちり心配な方は関学に連絡して、説明を求めてくださいということを大きくどこかに報道していただきたいと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○山本都市局長 報道というのは、どういった形がいいのかは分かりませんけど、我々としては、この王子公園の整備計画、これは逐次、建設局と一緒になりまして、情報提供を行っているところだと思ってございます。

繰り返しになりますけれども、先生は5自治会の会長にだけ御説明したというようなことをおっしゃってございますけれども、説明したのは、直接的には5自治会長かも分かりませんけども、自治会長を通じて情報を流していただきたいというような趣旨で自治会長ともお会いし、事実、そこから情報を得られた自治会に加入されている方から、少し詳しい説明を聞かせてほしいというようなお話があった場合には、それに対しても関西学院は対応していると聞いてございますので、しっかりと今、関西学院は取組を進めているところじゃないかなというふうに考えてございます。（発言する者あり）

○委員長（諫山大介） すみません、静肅にお願いいたします。（「次もう退室のことを言ってください。何回言わすんですか。動議出しますよ。」との声あり）

○委員（松本のり子） この石綿の問題では、建築物に関する石綿の事前調査における留意点として、過去の経験とか建築の知識から類推して、調査範囲を絞り込むようなことはしないで、石綿が含まれる建材が多用であるという認識して、調査をまずしなさいと言うているんですね。今回、何か所かアスベスト出てきていますが、それは設計図書か何かを見られて、こことこことここがあるかなというふうにされたのか、それとも、このように、含まれる建材だから——全部そうですよね。それをきっちりとそこを調査範囲、調査をして絞り出してきたのか、どういう事前調査をされたんでしょうか。

○平岡都市局長 今回、関西学院の工事の実施に当たりましては、事前に神戸市のほうで予備的に、アスベストの含有があるかどうかの概略調査をまず実施してございます。その調査結果を関西学院のほうに共有をいたしまして、改めて、関西学院のほうで具体的な場所であったり、含まれるアスベストの含有量であったり、危険度であったり、そういう詳細な調査をマニュアル等に基づいて適正に実施しているというふうに理解してございます。

○委員（松本のり子） 今、私が聞いたのは、先ほど市が概要に基づいて調査したとおっしゃったんですけども、だからそれを設計図書か何か見て、ここことここがあるなというところで事前調査をしたのか、それとも、全体を全部調べて、今ある場所が特定されたのか、どういった調査をされましたかと聞いているんです。

○平岡都市局長 市の事前調査、概略調査につきましては、全体施設を俯瞰する形で、アスベストの含有の可能性があるかないかというような観点で調査をしたというような状況でございます。

○委員（松本のり子） それだけに、やはりしっかり全部俯瞰して見て回って調査をしたということは、やはりアスベストという危険なものという認識されているんですよ、環境局は。環境局がされましたよね。だから環境局は認識しているんですよ。だから、今、このように住民みんなに説明してほしいということが陳情者から出されているんですよ。だけれども、先ほどずっと言つておりますように、5自治会の5人しか言わなくて、その中には、じゃあほかの方に、役員さんに言った人がいるかも分らない。全く言わない自治会長さんがいたかも分らない。そこも全く分らないまま、とにかく心配な人は来てください。そういう無責任な態度では私は駄目だと思うんですね。

この問題って、ましてや、動物園が隣にあって、バギーに乗せた赤ちゃんがもしアスベストを吸った場合に、その子が成人したら、ひょっとして病気になるかも分らない。そういう危険な動物園という本当に子供たちが来る場所の隣で、今から解体工事が始まつていくと。だから心配を皆さんにされているんですね。

区役所にでも言って、きちんとまちづくり課——地域協働課が住民の皆さんに、この日に一緒に説明会を開催させるように、私はちょっとそれはもうそこでかたくなにならないで、区役所と共に、もう少し前に住民のこの心配の声を受け止めるように、寄り添うような形でやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○山本都市局長 現在、先ほど先生からの御質問でございましたすけれども、自治会といったところから、追加の説明を求められているというところでもなく、確かに住民の方の中には、もっと説明が必要だと言われている方々もおられるんだということは承知もしておりますけども、それにつきましては、そういう声が上がれば、今の関西学院のスタンスとして、御説明はするというのが関西学院のスタンスですので、そういう対応はこれからも関西学院がするというようなスタンスを示しておりますので、これ以上、我々のほうから関西学院に強く申し上げることではないんじゃないかなというふう考えてございます。

○委員長（諫山大介） そろそろまとめてください。

○委員（松本のり子） まとめますが、じゃあ関学のほうがきっちり説明をするということでしたら、幾つかの自治会の方と一緒に行って、動物園ホールか何か貸し切って、説明会をするということは可能だということですね。それだけ確認します。

○山本都市局長 私は、それは可能だと申し上げているわけではありませんで、今、関西学院は、必要な説明はしっかりとやるというようなスタンスを示しているということを申し上げてご

ざいます。

○委員（松本のり子） 引き続き説明をするということを今おっしゃいましたので、その言質をもって、関学と1回話をします。

以上です。

○委員長（諫山大介） ほかにございませんか。

○委員（上畠寛弘） ちょっとこれ、灘区のための再整備、王子動物園の再整備じゃないわけですよ。これ東灘区民であろうが、西区民であろうが、神戸市全体の王子公園の再整備なわけですね。ですから特定の近隣のといいますか、地域だけの財産かのように思ってもらったら困るわけです。東灘区民の皆さんだってあれは大切なものですし、この王子動物園だけじゃなく、王子公園全体の再整備について期待しているということは、これ、よく分かっていただきたい。

そういう意味では、説明会という、そのアナログなものを求められる方がいらっしゃいますけども、少なくともこうやって要求があれば、実際、陳情者は陳情出されていますけども、説明を個別に受けたからこそ、こういう陳情の内容がでているというふうに私は理解しているんですね。別に説明を受けんでも、この資料というものや考え方、どういうものを知りたいかという、その資料については見たいという、そういったものがオープンソースで分かれば、基本的にそれで、じゃあ質問があれば、質問をすれば、当然ながら皆様方だって、関西学院だってお答えなさると思うんですよ。いや、そんなもん回答しませんなんか言うわけがないと思うので、ここは広報の在り方として、広報担当、他局になりますけども、そちらとも相談して、オープンソースにおいて、きちんとそういった情報が提供されているかといったら、私、こういった議論も含めて、オープンソースで載っている思いますし、提供はされていらっしゃるとは思いますけども、この辺りをしっかりとしていくことが肝要かなというふうに思います。

平日とか土日でも、せっかくの休みにわざわざ出向くこともできないし、じゃあ東灘区民から、わざわざじゃあ王子動物園まで行くかと、行かないし、でもこのスマホでもパソコンでも1台あれば、そういった情報は読んで、自分なりに、市民なりに考えてできるわけでございます。これ決して灘区のためじゃないんですよ。神戸市全体のため、神戸市の利益のためにこれやって、神戸市民の福祉の向上のためだということを分かっていただいて、その辺りでしっかりと、説明会に相当するというよりも、説明会以上に大事やと思うんですよ。多くの神戸市民の皆様に見ていただくということ、その辺りをきっちりやっていただいて、真摯な今は対応をしてらっしゃると思いますけども、さらにその情報公開においては、そういったこともお考えいただいたら、より理解が進むのではないかなと思いますし、私としては、この王子公園の再整備を賛成の立場として、今まで賛成させていただいておりますので、この辺り、ぜひ局長としてもお考えいただきたいと思いますが、この辺りはいかがでしょうか。

○山本都市局長 まさに、先生言われましたとおり、当然ながら今回の再整備といったものは、地域に限定したものではございませんので、できるだけ広くこういった情報は伝えていく必要があるかと思ってございます。

加えまして、情報公開とか、情報提供の在り方ということにつきましては、我々も考えてまいりますし、関学とも、今の御指示いただいた、御示唆いただいたことにつきましては、共有していきたいというふうに考えてございます。

○委員（上畠寛弘） 本当に決して、これもう何度もいいますけども、やっぱり灘区だけの問題じゃないんですよ。灘区のためだけでもない。神戸市全体のためであるということを分かっていた

だいたい上で、何かどうも灘区には情報提供をいっぱいして、灘区民、近隣住民にばっかり情報提供しているような印象を逆に受けてしまうんですね。これって、だって神戸市民全体のその血税をもってしてやっぱり取り組んでいくわけですから、何か地域のエゴだけで終わってもらったら困るわけですね。東灘区民にとってもいいものになってもらいたいし、他区においてもいいものになってもらいたいというところでございますから、その辺りはぜひ理解いただいて、取り組んでいただければと思いますし、この指摘についても、副市長、市長にも共有していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（諫山大介）ほかにございますか。

○副委員長（のまち圭一）すみません、先ほどもいろいろ話出していますけども、その自治会に説明されているということなんんですけど、その自治会に入られてない方というのが最近は多くございまして、特に若い世代とか子育て世代の方々というのは、自治会になかなか入ってないという方が多いと思うんですけど、都市局として、この王子動物園の再整備以外、別でもいいんですけども、その自治会に入ってない方への周知というのはどういうふうに、これまでも、そして今、どういうふうにされようとされているのかというのを教えていただいてよろしいでしょうか。

○山本都市局長 この事案にかかわらず、一般論みたいなことになるかと思いますけども、当然ながら、神戸市のホームページを通じまして広報するということをやってございますし、さらには、各地域地域には掲示板といったものがございますので、そこに紙媒体を貼る中で、自治会に入っている入っていないに関係なく、情報が行き渡るというようなことは心がけているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（のまち圭一）そうですね、ホームページとか、SNSとか、あと回覧とか、ポスティング的なチラシを入れるとかがよくあるパターンだと思うんですけども、今、陳情者からちょっと事前に頂いてて、先ほど山本委員からもあったんですけども、近隣の皆様へというチラシが入っています。そこに書かれている内容は、アスベストの除去については法令を遵守し、完全養生を行い、アスベストが場外へ飛散しないように作業を行いますという、この1行だけになっています。これ、一般論でいいんですけど、これでガイドラインを満たしているというふうに考えられるものなのでしょうかというのをお答えいただけますか。

○平岡都市局部長 先ほども申し上げましたけども、環境省のガイドラインには、説明資料の作成に当たっては、要点を絞って、まずは簡潔に広く周知をするということに重きを置きなさいというような内容となってございます。

個々のアスベストが含有している場所がどこにあるというような状況であったり、作業工程につきましては、お示ししております具体的な説明資料の中にも記載させていただいている。簡潔にお伝えする上では、資料のボリュームにもやはり留意する必要もございますので、それ以上の詳しい内容につきましては、先ほど申し上げましたように、少し現地に行っていただかなければ見れないような状況にはなってございますけども、大きな万能屏のほうに資料を掲げさせて、周知をしているというような状況でございます。

○副委員長（のまち圭一）私も実際、工事現場へ行って、歩道のところに2か所貼っているのを——写真もつけて貼っているのを見ました。それであれば、その旨書くべきじゃないですかね、ここに。そういう掲示しているので、そこを見てくださいとか、例えばホームページがあるんで、

ここを見てくださいというのは書くべきであって、これガイドラインに書かれているチラシの悪い例そのものですよね。いい例というのは、どういうふうに、写真をつけて、ここをこう養生して、こうしますというのを丁寧に書いてて、これがいい例ですが、悪い例というのは、もう1行ぐらいで終わらせてはいるという、これは完全に悪い例のチラシのように読めてしまうので、近隣の住民が非常に不安を抱くというのはしようがないと思うんですよ。そこに対しては、しっかりとこれ関西学院には言うべきじゃないかなと、神戸市として見て。環境局の助言をもらってもいいと思うんですよ。これで足りているかというのをはっきりとやっぱり言うべきじゃないかなって、この資料を見て思いました。

現地には分かりやすく書かれてて、写真も貼ってたので、これはこれでいいと思うんで、例えばこれをホームページで見れるようにするとかしていただければいいかなと思うんですけど、先ほどの説明の中で、ホームページで周知していますって言われてましたけども、ホームページ見ても、神戸市の再整備のホームページには載ってないんですね、このアスベストの情報というのは。工事でここを通行止めしますという情報はアップロードされているんですけど、アスベストに関しての記載というのはなかった、見つけられなかったので、そこもしっかりと告知、先ほど上畠委員からもあったんですけども、しっかりと告知することが必要じゃないか、それで不安をやっぱり和らげることが必要じゃないかなと思います。必要であれば説明会等々も開くように、関学のほうに言っていただければいいかなと思いますので、以上です。

○委員長（諫山大介） ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） なければ、次に、報告事項、神戸市都市づくりのマスタープラン（素案）について御質疑はございませんか。

○委員（松本のり子） この8ページの、これまで道路とか公園は主に行政で管理・活用するけれども、今後は民間活力の導入ということが書かれているんですが、都市計画審議会でもこのマスタープランについては幾つか質問させていただきましたが、やはりこのPark-PFIになることによって、やはり全体を民間がやっていかなきやいけないので、レストランとかカフェなんかを作るんだけれども、そのレストランやカフェがちょっと高額になると、あるいは、公園の樹木の剪定を行政だったら定期的にしているのが、そこにお金かけることをしないで、もう伐採してしまうとか、そういった方向に、民間に任せることで心配も出てくるんですけど、それを従来の市民が憩えるような公園はきっちり残していくという点で、樹木の伐採とか、そういったことがないようなことは何か考えておられるのでしょうか。

○白井都市局副局長 8ページにつきまして、道路、公園等の公共施設につきまして、これまで公共が中心に維持管理をしてきましたけども、これからはそこに民間の力も入れていきたいというような考え方をお示しをさせていただいております。

その中で、今、委員から御指摘ありましたような、民間が入ることによって、その維持管理が少し色々な伐採があるんじゃないか、そういうことにつきましても、やはり市民が憩えるその空間にしていきたいというような大きな方針としては変わりませんので、そのPark-PFIの中で、その民間事業者にしっかりとその辺も求めながら、なおかつ、行政が管理するだけよりも、その民間が管理することによって、より魅力的な皆さんに憩えていただけるような公園にしていくと。そういうためにも、その民間の活力を導入していくということを、公園によっては必要かなと思っております。

○委員（松本のり子） ですから、本当にこれから民間がやっていくということをどんどん導入していくということなんですが、その大きな公園の中に高い高いレストランを持ってきたり、あるいは、本当に樹木を伐採していく、そういったことはないような、そのところはしっかりと目配っていただきたいなど。

都市公園法の第1条を見ましても、公園については、公共の福祉の増進のためのものだと。公園はやはりレクリエーションとか、心身のストレス解消のため、あるいは災害のときの防災の拠点で、大切な役割があるというふうにきちんと都市公園法には書いておりますので、そういった生活環境、防災拠点というものを守っていただきたいということ、要望として上げて、終わります。

○委員長（諫山大介） ほかにございませんか。

○副委員長（のまち圭一） 要望に近いんですけど、アクション編になるのかもしれませんけども、こういう計画をつくられるときって、基本的には国勢調査を基にしてという形で、今までやられていたと思うんです。例えばこの住んでいる人がどこに働いているとかという、そういう流れを見て計画されていくと思うんですけど、これから時代、人流データとか、ビッグデータ、そういうものが市にも、日本中、世界中にそれはあふれてきています。さらに、解析する手法についても、AIがもう自動的にいろいろ解析してくれるような時代になっておりますので、何かそういう文言を1つ入れても、これから先の未来について、いいのかなと思うんですけども、何か一言あればお願ひします。

○白井都市局副局長 ありがとうございます。まちづくりにこのDXという観点を入れてはどうかという御指摘だと思います。

これ実は、都市計画審議会の場でも同じような御意見をいただいておりまして、資料3-2の8ページになりますけども、下段のほうに、このDXというものを取り入れるというような文言を記載しております。この中では、AIとかビッグデータなどのデジタル技術を活用いたしまして、市民のニーズとか、社会情勢の変化を的確に捉えながら、戦略的に施策を立案していく、こういう考え方をしっかりとこの計画の中でも取り入れていきたいと考えております。

○委員長（諫山大介） ほかございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） 次に、この際、都市局の所管事項について御質疑はございますか。

○委員（山本のりかず） 1点だけ、商船三井ビルについて確認します。

神戸市を代表する貴重な歴史的建造物の1つである商船三井ビルが維持管理費の増加が原因で、2027年にも閉館することが報道されています。当該場所は、結婚式の写真撮影や、子供たちの記念式などの人生の節目である大切な場所であると認識しています。

2025年6月の市会において、我が会派からも神戸市としての保全の関わりについて質問させていただきました。そのときは久元市長からは、歴史的建造物については、その維持・保全に関する相談があった際に、神戸市としても貴重な財産である建物がその姿を保ちながら活用されるよう、外観などの維持、修理への補助、テナントへの賃料補助などの支援制度を用意し、案内していると答弁がありました。

そこで、歴史的建造物として商船三井ビルを保全していくべきと考えますが、国の制度を含めて、具体的にどのような支援制度があるのか、確認させてください。

○白井都市局副局長 神戸商船三井ビルにつきましては、御指摘いただきましたとおり、本市を代

表する貴重な歴史的建築物の1つでございまして、旧居留地の町並みを守るという意味でも、今の姿を保ちながら、今後も活用いただくということが市としても望ましいと考えてございます。

神戸商船三井ビルを保全するために、利用が考えられる支援制度ということでございますけども、例えば国の重要文化財に指定された場合は、その修理のための設計・工事費への補助制度、こういったものが用意をされてございます。

また、市として、都市局が所管している制度といたしましては、その神戸市都市景観条例に基づく景観資源ということに指定されることで利用できる様々な補助メニューというのがございます。まず、外観のその維持、修理など、建物を適切に保全管理していくための設計・工事費に対しまして、最大500万円——補助率は2分の1になりますけども——の補助を利用することができます。

また、地域交流施設等の地域活性化のための用途に活用するという場合につきましては、耐震改修費用に対しまして、最大2,000万円——これも補助率2分の1ですけども——の補助を利用することができます。そして、入居するテナントへの補助、賃料補助といたしまして、事業の初動期の3年間を上限といたしまして、1テナント当たり月額最大7万5,000円——これも補助率2分の1でございますが——の補助を用意をしてございます。

今後も引き続き、事業者に対しまして、こうした支援制度の案内とか、必要な助言を行いまして、率直な意見交換を重ねていきたいと考えております。

○委員（山本のりかず）　　国の制度を含め、具体的な中身の御紹介ありがとうございました。理解しました。

久元市長からは答弁として、引き続き貴重な建物が残る旧居留地エリアの町並みや景観を守り育てるため、歴史的建造物の保全活用にしっかりと取り組んでまいりたいと発言されています。このことに関して私も同感ですので、商船三井ビルの保全・活用にしっかりと取り組んでいただきたいことを要望させていただきます。

以上です。

○委員長（諫山大介）　　ほかにございますか。

○委員（松本のり子）　　北区の三田市民病院と済生会病院が統合して、長尾地域に新たな病院を建てる。開発許可はこの都市局が下ろしますので、それについて、ちょっとお聞きします。

一応病院の簡単なものを持ってきたんですけども、この北神中央線、ここがすごく神戸行きも三田行きも混んでいると。この北神中央線がね。この北神中央線のところから、信号も何もないところに救急車が入っていくんですね。またもう1度、こちら側の送迎バスが入っていくんですね。このことは非常に有馬警察署の方も御心配なさっています、やはり信号機のあるところから救急車は入ってほしいっておっしゃっているんです。この救急車というのは、シミュレーションで大体どのぐらい出入りしているのか分かりますか。御存じでしょうか。

○白井都市局副局長　申し訳ございません。救急車がどれぐらい出入りするかというデータは、今、持ち合わせはございません。

○委員（松本のり子）　健康局のほうにお聞きしましたら、シミュレーションしているのは年間6,000台、ですから1日に16から17台、救急車が人を、患者さんを積んで入ってくるんですね。ということは、出て入ってすると、その掛ける2倍だから、かなりの数になると。そういう中で、長尾交番のほうは、アウトレットに行く道や、イオンのほうに行く方向にもなっているので、非常にこの地域に、その信号もないところから救急車や送迎バスが出入りするのはやめてほしいと

いうのが警察の考え方なんですね。そこをちゃんとクリアしない限り、私はやはりここはもう危ない。開発許可なんかは下ろすべきでないと思うんです。

もう1点、有馬警察署が言っているのは、長尾交番のところは東と西向きで2車線ずつの道路になってて、交差していますので、ここも非常に危ない。これ以上、1,400台の駐車場をこの新しい病院は作るんです。それプラス職員さんの車も入ってきますので、とにかく危ない。だから、今造ろうとしている病院の敷地内にもう少し道を、要するに、2車線・2車線をもう1つ車道を作ってほしいと。そうしないと、もうとてもじゃないけど危ない。自分たちは開発許可は下ろすことはできないんだけれども、神戸市として、そのところはしっかり考えて、むやみやたらと下ろさないでほしいということなんですが、お考えをお聞かせください。

○白井都市局副局長 新しい三田市民病院の開発の中でのその交通の問題に関する御指摘だと思います。

まず、少しその開発許可という言葉がございましたけども、その病院は、北神・三田地域の急性期医療の確保という位置づけの広域的な施設ということで、事業者というのが民間事業者ではなくて、三田市ということになってございます。ですので、三田市が行うことになりますので、その開発許可というようなことではなくて、都市計画法の第34条の2に基づいて、特例的にその三田市との協議の成立というのをもって、その開発許可があったということになってまいります。開発許可というのに代えて、三田市がやる事業ということですので、三田市との協議が成立したら、それをもって開発許可とみなすということで、厳密に言うと、開発許可ではなくて、この公益的な施設ということで、三田市との協議ということになってまいります。

その中で、今のその道路の問題につきましても、三田市のほうが事業者として、円滑なその交通処理について、道路管理者とか交通管理者と協議を行っておるということで、今、先生が御指摘の点につきましても含めて、その対策を考えているということで聞いてございますので、そういうものを踏まえながら、三田市との協議というのを進めてまいりたいと考えております。

○委員（松本のり子） そうしましたら、ここが開発許可を下ろさないで、三田市と神戸市が協議をして、その先ほどおっしゃった、この市街化調整区域は医療施設が建てられるから、協議を行って、もうそれでオーケーということなんですね。でいうことですか。

○白井都市局副局長 法律上は、開発許可という手続ではなくて、その協議ということになりますけども、ただ、その基準といたしましては、今、その開発許可等を進めるに当たっての立地基準ですとか、技術基準、こういったものは、もちろんその中で守っていただくということにならうかと思います。

○委員（松本のり子） そうしましたら、先ほどおっしゃってくださったように、この道路の関係が非常に危険が回避されない以上、やはりお互いの協議を前に進めていくというのはやめいただきたいと思いますし、そのところを踏まえて、これからもしっかりとやっていかれるということですね。確認させてください。

○白井都市局副局長 交通の問題につきましても、管理者としっかりと協議を行った上で、その基準を満たすということを確認した上で、協議が成立ということになると考えております。

○委員（松本のり子） それと、これも開発審査会、ここも最後、しっかりとあるんですけども、じゃあ今回のこの問題にしても、開発審査会でちゃんと審査を最終するということでいいんでしようか。

○白井都市局副局長 御指摘のとおり、開発審査会で審査をするということになります。

○委員（松本のり子） それともう1点、ここの土地は結構高低差が激しくて、見に行きましたけども、20メートルぐらいあるんですね、高低差が。切土、盛土というのが、かなりの土が出てくるということで、この問題についても、三田市が行った住民説明会の中では、この土が本当に何もないいいところに盛土でよそから土が入ってきて、そこ外來種なんかのものが含まれてたら、この辺一帯が非常にもう問題が起こってくるというような御心配もされているんですけども、これはやっぱりクリアしてあげないといけないなと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○白井都市局副局長 切土をした土の中、土の処分ということでしょうか。

○委員（松本のり子） 切土をした処分は、トラックをもってどこかに行くんだけども、今度、盛土もしますでしょう。そのときにどこの土を持ってくるのか知りませんけれども、その土の中に外來種、いろんな草の、動物じゃなくて、そういうものがあったときに、今後、地域が侵される、汚染される、それについての御心配もされているんですが。

○白井都市局副局長 盛土につきましても、その強度、しっかりと地盤を支えることができるかどうか、そういった視点については、もちろんしっかりと確認をしていくことになろうと思います。

その中の成分につきましては、恐らく開発、手元にないんですけども、開発がそのものの中で、開発許可というか、開発の手続の中で確認をすることではないんじゃないかなと考えておりますけども、もちろんその開発の中で、いろいろ説明会、住民の方への説明会等もございますので、そういった中で、そういう心配がございましたら、どういった対応をするのかということは、事業者のほうでしっかりと検討することかなと考えております。

○委員（松本のり子） 先ほども20メートルの高低差があるということを言いました。残土、処分する土が11万9,100立米、物すごい数の土を処分しないといけないんですけど、トラック1台が5立米だとすると、1日100台で1年かかると。この残土、切土でなったものをどこかに持っていくのにね。そのことについても、三田市は非常にいいかげんな説明を住民の方たちになさってて、この環境保全の観点から、土の搬入が生じないように、設計の検討を進めるなんていうことを言っているんですね。この11万9,000立米の残土を処分しないといけないのに、これを生じないような設計の検討なんていうのはあり得るんですか。

○白井都市局副局長 それが発生しないような方法があるかどうかというのは、すみません、存じ上げませんけども、その処分についても、しっかりとその関係機関との協議の中で決めていくことかな、事業者のほうで決めていくことかなと思っておりますけども、少なくとも私たちのその開発の協議の成立の要件の中には、この残土の処分ということは要件となっておりません。ただ、申し上げたように、その関係機関との協議の中で、適法に残土処分が行われるものというふうに考えてございます。

○委員（松本のり子） まとめますが、事業者の責任でというふうにおっしゃいました。その事業者が三田市であると。その三田市がこんなくだらない、もう本当に子供だましのようなことを平気で言うような、そういったこの文書を見てましても、だからやっぱりしっかりと神戸市としては、住民の皆さん立場に立って、今の状況では開発を認めるようなことはやめていただきたいということを申し上げて、終わります。

○委員長（諫山大介） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） ほかに御質疑がなければ、都市局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。この際、次の交通局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。
なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前11時16分休憩）

（午前11時20分再開）

（交通局）

○委員長（諫山大介） ただいまから都市交通委員会を再開いたします。

これより交通局関係審査を行います。

それでは、報告事項1件について、当局の報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○城南交通局長 ありがとうございます。交通局でございます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、報告1件、神戸市営交通事業経営計画2030（案）につきまして御説明申し上げます。
1ページを御覧ください。

神戸市営交通事業経営計画2030の策定状況でございますが、1. 策定の経緯等のとおり、現行の神戸市営交通事業経営計画2025が最終年度を迎えており、2026年度から2030年度までの5年間を計画期間とする経営計画の策定を進めております。

策定に当たっては、2023年11月の神戸市交通事業審議会答申「中長期的な経営基盤強化に向けた方向性について」を受けて、計画素案を作成し、交通事業審議会における審議を経て、本案を取りまとめております。

2. 神戸市営交通事業経営計画2030の概要でございますが、再建・体力回復期と位置づけ、価値向上、収支バランス向上、事業基盤強化の3つの柱立てで構成しております。

3. 今後の進め方でございますが、2026年1月から2月にかけパブリックコメントを実施することとしており、議会やパブリックコメント、交通事業審議会での御意見を踏まえ、計画を確定したいと考えております。

また、具体的な各種施策の詳細につきましては、各年度の予算編成過程において、議会の御意見を踏まえ、検討・調整を行ってまいります。

2ページには、交通事業審議会でいただいた主な意見を参考に掲載しております。

3ページ以降の神戸市営交通事業経営計画2030（案）でございますが、以下、ページ番号は右下の計画書のページ番号にてお示しをさせていただきます。

2ページには、経営を取り巻く状況として、人口や燃料価格、労務単価、金利、大型2種免許保持者の状況等を記載しております。

3ページの本経営計画の位置づけですが、本計画は、交通局企業理念の実現に向けた中期的な経営計画であり、コロナ禍を経て、顕在化した構造的な経営課題により、事業の存続を揺るがす危機的な経営状況に直面している中、2030年までの5年間を、聖域なきコスト構造改革と収益力の徹底を断行する再建・体力回復期と位置づけ、将来の需要減少が避けられない中、市民の足としての役割を果たし続けられる、持続可能な事業構造へ転換させ、次世代への安定経営の礎を築

いていくための経営計画として策定しております。

4ページには、本計画の柱立てとして、安全・安心の確保を大前提に、収支バランスの向上、事業基盤の強化、価値向上の3つの柱を一体的に推進していく方針を示しております。

5ページ以降には、具体的な取組として、価値向上（安全・サービス）では、設備投資による安全性の向上、安全・危機管理意識の強化などを、6ページ、価値向上（沿線価値・ブランド価値）では、駅・ターミナルの拠点機能強化、選ばれる沿線づくりなどを、7ページ、収支バランスの向上（增收策）では、運賃体系・運賃水準の適正化、割引制度の戦略的見直しなどを、8ページ、収支バランス向上（経費削減策）では、現場業務体制の効率化、投資規模の適正化、運行計画の最適化などを、9ページ、事業基盤強化（組織改革・人材育成）では、市営交通を支える人材の確保、人材育成（研修の充実）などを、10ページ、事業基盤強化（情報発信・地域連携）では、経営状況の見える化、共感を呼ぶ情報発信などを記載しております。

11ページ、高速鉄道事業の財政計画ですが、高速鉄道事業では、車両更新、北神急行市営化、ホームドア整備、駅リノベーションなど、大規模投資を実施してきました。

資材費・工事費や金利・労務単価の高騰に加え、ニュータウンにおける生産年齢人口の減少により、経営環境は悪化しており、抜本的なコスト構造改革と投資規模の適正化が急務となっております。

今後も安全確保への投資は最優先としつつ、財源確保の観点から不動産など運輸外事業にも取り組むほか、中長期的な視点から運賃改定についても検討していく必要があると考えております。

12ページ、自動車事業の財政計画ですが、令和6年10月の運賃改定や、これまでの路線再編により、令和7年度の単年度収支は均衡レベルまで回復しております。

しかしながら、運転士確保のため、令和9年度以降の委託費の大幅な上昇や、軽油価格の高止まりに加え、車両の大量更新も控えており、今後も非常に厳しい経営状況が続くことが見込まれます。

また、地下鉄事業からの資金援助に依存しており、他会計からの支援を考慮すると、実質的に経営健全化基準を超過する危機的状況にあります。

自律的経営の実現に向けて、事業に応じた路線の最適化や業務体制の効率化を徹底していくことにより、黒字の維持や累積資金不足の縮減を図っていく必要があると考えております。

13ページには、重要目標指標であるKPIを掲載しております。

再建・体力回復期であることを踏まえ、KPIは単なる活動報告（アウトプット）ではなく、収支改善などに直結する成果（アウトカム）を重視し、2030年度における目標値を示しております。

以上、報告、神戸市営交通事業経営計画2030（案）につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（諫山大介） 当局の報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。何かございますか。

○委員（萩原泰三） お願ひいたします。まず、収支見通しについてお伺いしたいと思います。

今回示されました次期経営計画2030（案）では、この聖域なきコスト構造改革と収益力の徹底強化を断行する。再建・体力回復期と位置づけられていますが、この両会計とも収支見通しにおいて、まだ厳しい状況が継続していると見受けられます。この収支見通しは、先ほど説明でありました設定されたKPIが全て達成された前提での収支見通しなのでしょうか。

また、収支見通し作成に当たっての考え方や、その意図、前提条件を御説明いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○森川交通局副局長 今、収支見通しについて御質疑をいただきました。

本計画における収支見通しにつきましては、令和5年11月の交通事業審議会の答申を踏まえ策定いたしました、いわゆるパッケージに基づく運賃改定でありましたり、地下鉄ワンマン化・駅務遠隔化システム導入によります駅業務の省力化等の効果に加えまして、本計画に当たりまして、従前の投資計画の抜本的な見直しによりまして、350円程度の投資抑制を行った。こういったものを反映をさせていただいているところでございます。

将来の人口減少をはじめ、金利の上昇でありますと、全国的な人件費上昇の圧力といったリスクもございますので、我々として必達すべき最低ラインとして、収支の見込みを出させていただいているところでございます。

一方で、KPIでございますけども、最低の目標ということではなくて、加えて、収支見通しを上回る成果を出していかないといけないというふうに我々も思っておりますので、少し挑戦的な目標も併せて設定をさせていただいているところでございます。

例えればになりますけども、将来人口推計では、大体3%ぐらい5年間で人口が減少するというふうに考えておるところでございまして、単純にいきますと、我々の乗客のほうもそれぐらい減ってしまうわけなんですけども、そこを何とか、海岸線の利用者につきましては、近隣の企業への働きかけとか、ノエビアスタジアムの有効活用を働きかけていくというような形を取ることによって、プラス5%取れないかとか、全体におきましても、企画客乗車券とか、そういったものを有効に活用することによって、プラス2%の上積みを狙っていくと。こういったところにつきましては、我々にとってはかなり挑戦的な目標を設定させていただいているところでございます。単に人が、人口が減っていくということを受けて、乗客が減っていくということを甘受するのではなくて、我々としてもできる限りの努力をやっていかないといけないというところで、目標を設定させていただいているところでございます。これら挑戦的な目標を達成していくと、現在つくっております収支バランスよりかは、少し上向きにはなるのではないかというふうに考えているところでございます。

今回、あえてKPIの達成を全部入れるというのも1つの選択肢ではあったんですけども、楽観的な目標になって、かなり達成が頭から難しいとなってしまいますと、我々のモチベーションというところも影響があるかと思いますので、ぎりぎりいけるというところを収支バランスに入れさせていただいて、それに向かって全力でいくと。その上のところにつきましては、我々としても、プラスアルファできるように頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（萩原泰三） ありがとうございました。KPIの挑戦的な設定ということで、それも様々、職員のモチベーションとかもあって、難しい設定だったと思います。

これまで御局では安全性の強化をしつつ、利便性、快適性の向上や、この乗客増対策とか、附帯事業の収入増対策など、この収益力の強化をしたり、また、人件費の抑制、物件費の縮減等、経営効率化に取り組んでこられたり、昨年度は市バスの運賃改定なども実施されてきました。

今後も人口減少に伴う乗車人員の減少や、諸経費高騰による厳しい経営環境が継続されるということで、引き続き市バス及び地下鉄ともに具体的な収支改善を行っていく必要があることは言うに及ばずですが、そこで、この経営改善策を実施した場合の収支見通しに加えて、逆に、収支

改善策を実施しない場合に想定される収支見通しについても、併せて示してはいかがと思います。そのことが、市民や利用者に対する経営情報の見える化であったりとか、利用者に一定の御負担をいただくときに納得感が広がったり、乗って支える行動変容にもつながったりする可能性があると考えますが、いかがでしょうか。

○森川交通局副局長 計画書の10ページにも入れさせていただいているんですけども、いわゆる経営情報の見える化ということは、我々にとっても非常に重要な観点というふうに考えているところでございます。

市民の皆様と我々の危機感というものを共感いただくのか、御理解いただくのかというのはございますけども、やはり御理解をいただきて、改革に一緒に取り組んでいただく。もっと言えば、乗って支えていただけるというような取組に、行動変容に変わっていくことが非常に重要なふうに考えているところでございます。

昨年度におきましても、写真も入れさせていただいておりますけども、バスの車体にいろいろな数値を挙げさせていただいて、こういうことがあるんだよと。単にバスが走っているだけではなかなか分かりませんので、それをマスコミとかＳＮＳで発信をすることによって、少し御理解を深めていただくというような取組もさせていただいたところでございますし、この12月7日には、初めての取組となります市民参加型フォーラムというものを開催させていただくことによって、現状の課題の路線の在り方とかにつきまして、皆様と議論をできればと思ってございます。これにつきましては、神戸新聞のほうで記事として取り上げていただいておりまして、少し市民の方の目に触れる機会にもつながったのかなというふうに考えているところでございます。

一方で、経営計画の収支のところでございますけども、先ほど申し上げましたのは、我々として、やっぱりここまで達成するんだという決意の下でつくっておるものでございますので、何とか今のラインのところでお示しをさせていただければというふうに思っているところでございます。

今後も、今なぜ改革が必要なのかを市民の皆さんに御理解いただくこと、これは非常に重要でありますし、乗って支えるというような行動変容に我々としてはつなげていきたいというふうに考えてございますので、フォーラムでありましたり、ホームページ、広告媒体など、様々な機会を通じて、我々が置かれている状況でありましたり、改革に取り組まなければいけない背景、社会情勢、こういったものにつきまして、きちんとお伝えをしていくという取組を引き続き取り組んでいきたいというふう考えているところでございます。

○委員長（諫山大介） ほかございますか。

○委員（松本のり子） 何点かあるんですけども、まず、収支バランス向上のところで、運賃体系とか、運賃水準の適正化ということで、今後、運賃改定の必要性を検討するとなっていますが、ヒアリングでお聞きしたら、連絡定期券などを、これをなくしていくということを聞いたんですが、本当にバスと地下鉄を乗ったら少しだけお得感があると。そういうことすら、これはもうなくすかどうかの検討をしなきゃいけないということなんでしょうか。

○森川交通局副局長 交通事業審議会におきましても、厳しい先生からは、民間企業でいくと、もう破綻的な状況にあるというように、厳しい経営状況につきまして御指摘を受けたところでございます。

その中におきまして、やはり収入の部分につきましても、人口減少では乗車料収入の大幅な増加が期待できない状況におきましては、市民の足を守るために、運賃改定もためらうべきでは

ないといった御意見でありましたり、様々な割引制度につきまして、導入当時の効果が時代背景等が変化した現在も発揮されているのか、聖域なく検証すべきではないかというような御指摘をいただいたところでございます。

その中で、割引制度のところにつきましては、例えば一日乗車券、地下鉄の一日乗車券とか、地下鉄・バス一日乗車券というのは発行をさせていただいてございます。今、御指摘をいただきましたけども、市バス・地下鉄連絡定期券ということで、こちらのほうにつきましても、10%の割引をさせていただいていると。そういったものが、本来、当初狙っていた効果というものがきちんと取れているのかどうか、交通局自身の考え方からいきますと、いわゆる原価方式をやっておりますので、基本的には正規料金で頂くことを前提に、料金を設定をさせていただいていると。割り引くと、その分は何らかでカバーをしていかないといけないという状況になりますので、それがプラスアルファの効果が出ているのであれば、それを継続していくことになろうかと思いますし、それが難しい状況になっている、社会情勢が変化してきているということであれば、見直していくことを考えていかないといけないという御指摘をいただいたところでございまして、それを今回明記をさせていただいているところでございます。

今後につきましては、我々の予算編成の中で検討させていただくものによりましては、交通事業審議会の中で議論をさせていただくということによりまして、それをどうするのかにつきましては決定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（松本のり子） 先ほど一日乗車券のお話も出ましたけれども、この一日乗車券も、数年前に何か本当にこんないいものができるんだということで、市民サービスの一環としてこれがおされて、地下鉄なんかにも結構乗っておられる方が増えたんじゃないかなと思っているんですけども、そういうサービスというものをどんどんこれから検討していくと。

利益を、もうけ——民間企業だったら破綻しているとおっしゃいましたけども、交通局ですから、利益を追求していく、そういうものでもないと思うんですね。やっぱり公営企業法、ちゃんと市民の福祉の増進にということが大前提に掲げてありますので、本当に10%割引したから、連絡定期券10%割引しているものを、効果がないからといって、ばさばさ切っていくのはいかがかなと思います。やっぱりここのところは、本当にこれから神戸に住んでよかったと思えるようなお得感、そういうものは残しておくべきであるということを思います。

一応要望ですが、もう1点、この事業運営体制の再編検討ってここに書いてあるんですけども、これは今後大きく方向が変わっていくのかなと思って、ちょっとぞつとして読んでたんすけれども、今後、民間委託とか、移譲とか、といったものを増やしていくと、つながっていくことをこの事業運営体制の再編検討は言っているんでしょうか。

○森川交通局副局長 今のところにつきましては、いわゆる路線バスのところでの中におきまして、9ページの一番下のところに、事業運営体制の再編検討ということで入れさせていただいているところでございます。

今、神戸市内でいきますと、交通局だけが全てのバスを運行しているということではございませんで、神姫バスさんとか、山陽バスさん、阪急バスさん、みなと観光バスさん、多くの民間バス事業者も運営をいただいてございます。その中で、民間事業者もがっぷり利益が稼いでいるという状況で、運転手も潤沢にいてという状況であればいいんですけども、どちらかといいますと、今、非常に厳しい経営状況にありますと、人材確保にもそれぞれのところが苦しんでいるという状況になってございます。この状況の中で、神戸市域の路線バスというものを維持してい

こうとすると、交通局だけで考えるのではなくて、民間事業者とも連携をする、さらには我々の営業所だけで考えましても、本当に効率的にどこからバスを出すのがいいのかということにつきまして、従来からここから出しているということではなくて、そのところを一からやっぱり見直して考えていくことによって、交通局もそうですし、民間バス事業者さんの効率性も上がって、トータルとして神戸市の路線バスを維持していくということが、我々にとって非常に重要なことではないかというふうに考えておりますので、そういった近視眼的な我々交通局だけということではなくて、少し高い目線でこういったことを考えていく時期に来ているんではないかというふうに考えておりまして、こういった記載をさせていただいているところでございます。

○委員（松本のり子）　これ、2030年から新しく動き出すかと思うんですが、この5年間のうちに、じゃあ先ほどの事業運営体制の再編検討というところでは、どういうスキームでなさろうとされているんですか。

○森川交通局副局長　計画自体は2026年から30年の5か年でございますので、その5か年の間で、よりいいやり方に近づけるように、日々の努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（松本のり子）　先ほどおっしゃったようなこと、ちょっと今、頭で考えていまして、ということは、同じ路線を山陽バスなんかは垂水のほうとか、神姫バスもそうですが、同じ路線を走っている部分については、もう神戸市バスは撤退していくというようなこと、あるいは、魚崎営業所は阪急が持つてて、松原営業所も阪急が持つてて、その間の中央、石屋川の神戸市が持つてている直営の営業所についても、阪急と阪急に挟まっているから、阪急に委託していくとか、そういうようなことも含めて考えているということですか。

○森川交通局副局長　そんなオセロみたいなことができればと思いますが、そんな簡単な話ではございませんでして、当然我々交通局が考えることもございますけども、民間事業者さんも民間事業者さんとして、それぞれ経営をしていくために一生懸命考えておられます。そういった我々の知恵、民間事業者の知恵、そういったものを持ち寄って、何が一番いいのかということをやっぱり議論していくことが重要というふうに考えております。一足飛びに何かを実現できるというものではございませんけども、やはりそういったところにつきましては、非常に今厳しい状況に置かれている中で、それぞれがこういった形で連携をして、考えていくことが非常に重要なふうに考えているところでございます。

○委員（松本のり子）　そうしましたら、今後、民間バスさんと神戸市交通局との何か会をつくって、ずっとそれを議論をしていくということなんでしょうか。

○森川交通局副局長　やり方につきましては、これからいろいろと考えていきますけども、別に会を開く必要性もあるかないかとかいうことも含めまして、議論をさせていただければと思っております。

○委員（松本のり子）　もう何も分からないし、何か聞いたことについては、オセロみたいなことはしないとか言われるし、でもって、こんなすごいことがどんと書いてありますから、今考えおられるんですから、それをもう少しちゃんとこの議会の中で言っていただきたいと思うんですけども。

○森川交通局副局長　あくまでも予算をこうしたいということを御説明をしているわけではなくて、今後5年間の事業として、こういう方向性、取り組むべきというところにつきまして、計画の中に入れさせていただいているところでございます。

今後、具体的に方向性が決まりましたら、当然御説明をさせていただく必要はあるというふうに考えているところでございます。

○委員（松本のり子） では、本当に早くちゃんと言っていただきたいということを申し上げます。以上です。

○委員長（諫山大介） 報告事項に関してほかございますか。

○委員（木戸さだかず） すみません、大変厳しいという見通しで経営計画をつくっていただいていると思うんですけど、ちょっと教えていただきたいのが、3ページに、過去、現在、未来とありますて、今は再建・体力回復期だということで示していただきて、未来は安定運営期とされているんですけど、一方、この財政見通しというんですか、財政計画を見ると、令和17年まで累積の資金不足、鉄道に関してはまだ下がりということで、これ、経営安定期とか、どういう時期を指すのか、ちょっとどういうお考えで安定期があるのか、ちょっと教えていただきたいんです。というのは、2030年終わっても、次の5年も累積赤字は増えていくので、再建期で、その次もまた再建期になるのか、その辺りの見通しを教えていただけますか。

○森川交通局副局長 我々としましても、いち早くいわゆる再建期からクリアをして、安定期に行くことが重要やというふうに考えているところでございます。

一方で、高速鉄道事業というのは、もう典型的なインフラでございまして、いわゆる当初にトンネルを造ったり、駅を造ったり、車両を買ったときの減価償却費というものが、長いものだと40年間とか20年間乗っかってくると。5年間の間にそれを劇的に変えるというものがなかなか会計の仕組み上難しいところもございますので、そこにつきましては、地道にやっていく部分というのもあるかというふうに考えてございます。

今の時点で、2031年度以降、安定期に行けるかどうかということはお約束することはできませんけども、例えば設備投資でいきますと、今まででいくと、なかなか難しかったことにつきましては、今、検討を進めているところもございますので、さらに深掘りをしていくことができないか、そういうことによって、少しでもカーブを上に上げていくことを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（木戸さだかず） 要は、経営安定期とは、財政計画上はどんな状態を指すのか、ちょっとそういうお考えがあれば教えていただきたいんですけどね。要は、ここの純損益がどれぐらいの位置で、これプラスになれば安定期なのか、累積資金不足も仕方ないとしてもみたいな考え方なのか、この辺りの数値の関係というのはどのような状態を想定されておられるのか。

○森川交通局副局長 少なくとも損益でいきますと、プラスマイナスゼロまでは持っていく必要があるんではないかななど。資金につきましても、基本的にやっぱり社会に流出をしている状況というものでは、なかなか新たな次の一手が打てませんので、最低限、損益のところと資金のところにつきまして、プラスマイナスゼロ、フラットのところまで、単年度で戻っていかないと、なかなか次の手を打つというのは難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（諫山大介） その他。

○副委員長（のまち圭一） 具体的な話というのは、私は審議会メンバーですので、そちらでさせていただいてたんですけど、KPIについては、今回初めて見させていただいたので、1点だけですけども、SNSのエンゲージメントのところで、いいねの数が200件を目標250件というところで、非常に目標がしょぼいというんですか、小さいと思うんですよ。せめて1,000とか、1万とか、インプレッションでも1万とか、何かそういう数を目指したほうがいいのかなと。これま

でも委員会とかの中で、SNSの強化というのは言われてたと思うんで、もっとここ自信を持って、目標を設定してもいいのかなと思うんですけども、その辺のお考えをお願いします。

○森川交通局副局長 交通局としてSNSを発信している内容が、基本的にはやはりイベントの情報であったりとか、働き手を確保しないといけないので、こういった仕事の内容をお伝えをしたりとしているというような状況で、アイドルの方とか、ユーチューバーの方とかがやりはると、何万件といういいねがすぐにつくかなと思うんですけども、こういった行政系のところで1,000件とか、1万件とかを取っているというのは、かなり高い水準じゃないんかなと。我々からしますと、やはり必要な情報もお伝えしていく。その一方で、「8番出口」のような、ああいったものでうまいこと興味を持っていただくというようなものを組み合わせていきますと、やはり平均として20%上げるだけでも、かなり大変ではないかなというふうに考えているところで、御指摘の趣旨は重々承知はしているんですけども、ちょっと天文学的な数字を積んでも、なかなか実際の部隊としては動きにくいので、ちょっと厳しい目標設定ということで、こういう目標を設定させていただいているところでございます。

○副委員長（のまち圭一） 多分そんなにいうたら、僕も1,000いいねもらってないんであれでけども、若手社員とかにもっとこういうSNSにたけた方もいらっしゃると思いますし、ある公共のところでも、ちょっととがったツイートをするような方とかも、アカウントとかもあるので、議員の方でもとがった方とかいらっしゃるんですけど、その方はやっぱりバズったりとかするので、ぜひともここは自信を持って、そのお知らせだけじゃなくて、ちょっとまめ情報とか、そういう何か面白い情報を発信するような、これまでの議会でもさんざんSNSの強化は言われていますので、ぜひとも自信を持って目標を設定いただければと思います。

以上です。

○委員長（諫山大介） その他、報告事項に関してはございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） 次に、この際、交通局の所管事項について御質疑はございますか。

○委員（松本のり子） 来年度の8月からですか、須磨区の大幅なバスの廃止・減便についてお聞きします。

まず、私は11月26日にこの須磨区の減便についてのヒアリングを受けました。そのとき、ほかの会派ももう回られたと聞きましたので、11月中頃から、それぞれの会派説明会に入られたんだと思いますが、この来年度からの路線見直しについては、10月10日の本会議で、私どもの会派の前田議員が、兵庫、長田、東灘、灘の路線の減便の見直しは、各会派に9月に説明しているのに、なぜまだ来年度のを発表しないのかとの質問に対して、局長はまだお示しできませんというふうに御答弁されました。

10月10日でまだ検討中だったのが、11月にはもうこれが出来上がってたと。やはりこれは、当時、本会議でも言いましたけれども、10月26日の市長選挙に対して、これを忖度して黙っていたのではないかというふうにしか私は思えないんですが、何かコメントがあれば言ってください。

○児玉交通局副局長 今、委員から御指摘をいただきました。10月の時点というお話でございましたけれども、この10月議会の時点では、私どもは内部である申し上げておりますような2タッチデータ等々に基づいて、需要の分析であったり、地域への影響を慎重に精査をして、計画案を固めようとしていたと、こういう時期でございます。組織としての意思決定はもう少し後でございました。そういう意味で、確定していない計画をお示しできる段階ではなかったということでご

ざいます。

その後も継続して庁内で議論を深めまして、11月5日に交通局内で府議において方針を確定をさせたということでございますので、この後、速やかに各会派、議員の先生方に御説明をさせていただいたということでございます。

○委員（松本のり子） 先ほども言いましたけれども、兵庫、長田、そして、その翌年の東灘、灘の路線の廃止については、9月に私たちは説明を受けました。議会には9月にもう説明してくださいって、今回だけ、まだ分析中で、組織の決定もまだだったから、今になったんだというようなことをずっとこれは盛んにおっしゃいますけれども、まあ本当に誰が考えても、でたらめだなとしか思えません。ということだけ——もうこれ平行線ですから——申し上げて、須磨の廃止・減便についてお聞きします。

これ、この須磨の今回の廃止・減便で1億5,000万円浮いてくるというのか、効果があるというふうにお聞きしましたが、この1億5,000万円の根拠というのは、ヒアリングでお聞きしたら、運転手さんたちのグループがあって、何組減らしたんだと。東灘は3組だったということで、10数組というふうにおっしゃったから、15組かというふうに聞いたら、15組って、真ん中取って言ったら、ぴったしかんかんで当たったんですけれども、15組減らしたということで、その積算根拠を出してほしいと言っているんだけども、いまだもってまだ出てこないんですが、積算根拠はあるはずなんですが、お示ししていただきたいと思います。

○児玉交通局副局長 見通しといたしまして、この会派へ御説明にお伺いした際に、この見直しで、我々交通局の経営の立場で生み出せるメリット、いわゆる経費が抑えられる部分として、実際に運転士の業務量は単純に減るだろう。これは当然ながら、路線の見直しでありましたり、あるいは、そこから想定をされるバスの運行キロというのが出てまいりますので、これを積み上げていくと1億5,000万円程度というような御説明をさせていただいたところでございますけれども、実際にはこれ、路線を実際に新たな形態で運行計画を立てる。さらには、そこに運転士の勤務を当てはめていくといったようなところ、あるいは、その路線ごとに運転間隔をそろえるといったような、例えば1時間に1本しかない便がそれぞれ同時に走るというようなことは、これは避けなければいけませんので、どうしても一定のロスが生じるというところもございます。

さらには、これから、今、市会の先生方には御説明をさせていただいておりますけれども、今後、地域のほうにもお話をしていく中で、いろいろアドバイスをいただくということもあります。そういうことも踏まえますと、この1億5,000万円というふうに、これは我々側の概算として、そういう超概算として持っておりますけれども、ロスも含めますと、そこまでの効果は実際問題としてはなかなか出難いというふうに考えております。

現在、トータルでということでございますけれども、トータルで年間1億円程度の収支改善を図っていきたいというようなこと、これが少なくともこの辺りは目指していきたいというふうに思ってございます。

積算の根拠ということでございますけれども、実際にバスの走らせ方というのは、今申し上げましたとおり、計画どおりになかなか、最終的に組んでみるといかないというケースもございます。まさに、今申し上げましたとおり、運転士の勤務というのは計画が固まった時点から積み上げていきますので、現在のところでは、運転士1人当たりの例えば1日の業務量を御説明の中では何組というふうに申し上げたというふうに思いますけれども、運転士1人当たりの業務量、1つを1組というふうに申し上げております。これは運転士の人工費あるいは附帯人工費等々含ん

で、おおむね1,000万円程度というふうに見込んでございますので、これを積み上げると、そういうような数字が出てくるわけでございますけれども、トータルでのその収支改善効果というのは、これから我々しっかりと積み上げていく、精査をしていくということが必要でございますので、まだ計画もしっかり決まってないという状況でございますので、今の段階で明確に、こういう積算でもってこの額になりますということがお示しし難いという状況であることは、ぜひ御理解賜りたいというふうに思っております。

○委員（松本のり子） じゃあ運転士のグループのその15組減らすということがまず前提にあって、この今回の減便・廃止をつくっていったのか、路線を調べながら、大体1億5,000万円ぐらいの効果を上げましょうということで、結果、運転士さんたちのグループの15組減らす結果になったのか、どういう形でなったんですか。

○児玉交通局副局長 今、御指摘をいただきましたとおり、当初段階でこの効果を出そうというようなつくり方はしてございません。実際にこれ、我々路線見直しの中で、やはりそれぞれの各路線、各地域での御利用状況というものを、2タッチデータをベースにつぶさに観察をさせていただいてございます。例えばある路線を見直そうとなったときに、その路線を見直しても、併走している別の路線に乗っていただけ。あるいは、ここまで行っていただければ、このある駅まで行っていただければ、ここで乗り継いで目的地へ行っていただくことができる。こういうこともしっかりと考えてやらせていただきなければいけない。こういった要素をそれぞれの地域ごとに、路線ごとに積み上げて、どのくらいの効率化が図れるかといったような、そういう積み上げをしてございます。その結果、単純に業務量だけで申し上げると、運転士のいわゆる運転する量として、今、御指摘いただいたような数値が超概算値として仮で出てきたと、こういうことでございます。

○委員（松本のり子） そうしましたら、この見直し対象の運行本数、かなり減ってきてていると思うんですが、今ある運行本数が何本で、来年度8月以降の見直し後は何本になる計画なのか、そのところをちょっと教えていただきたいです。

○児玉交通局副局長 現在の便数につきましては、恐れ入ります、ちょっと計算をさせていただきたいと思いますけれども、現状の運行本数に比べまして、整理をしていきたいというところは当然ございます。ただ、これはこの先で、この路線計画でもって、どういったような輸送をしっかりと行っていくかということを、ほかの系統との兼ね合いも含めて精査をしてまいりますので、今の段階で最終的な便数というのは、こうなりますというところにお示しするに、今、至らない状況でございます。

一部、その便数というふうに単純に申し上げましても、その系統そのものを、例えはある系統を整理をして、別の系統に併合してしまう、合併させてしまうというようなケースもございますし、便数は変わらないんだけども、運行区間を短くするといったようなケースもございます。ですので単純に、大変恐縮でございますが、今の時点で、今日現在の対象本数、対象系統の運行便数については、ちょっと後ほど、数値で御報告をさせていただきたいというふうに思いますけれども、今の時点での来年の夏以降、この便数になりますというところは、引き続き精査させていただいているという状況でございます。

○委員（松本のり子） ということは、まだ決まっていないということですから、本当に地元の地域の皆さんのお声をしっかりと聞いていただいて、一緒にこれは考えていくべきだと思うんですが、まず地域の声を聞く前にどんとやるから、もう本当に東灘も大変困っています。だから、ま

ず、今決まってないんだったら、見直し後の本数が決まってないんだったら、地域に入って、地域の声を聞くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○児玉交通局副局長 市会の先生方にいろいろ御説明をさせていただいているということは、先ほど御説明申し上げたとおりでございますけれども、この後、我々が今持っております各会派で御説明をさせていただいたあの資料でもって、地域団体のほうへ御説明に回らせていただこうというふうに考えてございます。これは区役所とも相談してということでございます。

当然地域の皆様方、今、委員から御指摘いただいたとおり、地域の実態をよく御存じですし、バスの御利用状況、我々は当然データで見るわけですけれども、御利用の実態というのは、さらによく御存じだろうということで、あくまでも我々の交通局案として御説明をして、御意見を承ってまいりたいというふうに考えてございます。

その中では、例えばこの時間帯は高校生の方が非常に多いよと、そういうったような情報提供もいただけるだろうと思いますし、我々も、これバスの営業所等々現場へ出て情報を集めているというところもございます。データだけでということでやり切るということではなくて、そういうった地域からの情報もぜひ賜りたいというふうに思っておりますし、我々も実際にそういった場所を確認をしながら、そういうった要素も含めて、今の交通局案をさらに精度の高いものに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（松本のり子） そのときに、自治会とか、婦人会とか、老人会とか、そういう既存の団体ではなくて、やはり須磨区役所の中で、もっと有権者を対象にした説明会というのはすべきだと思うんです。といいますのも、37系統があれほど甲南山手に行かないとか、減便になったがために、自治会の役員さんだけに御説明をされましたよね。その結果、どうなったかといえば、ほかの地域の人たちが、あんたたち役員がこのことを了承したんじゃないかいうて、もう本当に地域の中での分断が起こっていますので、それはやっぱりもう今回、須磨区においてはそれは避けるためにも、やはり多くのそういう既存団体の役員だけじゃなくて、多くの市民を対象にして、役所なりの会議室で説明会を何度もすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○児玉交通局副局長 先ほど、すみません、ちょっと先に便数のことを御質問いただきました。今の時点で対象系統の便数の合計は605便ということでございました。大変失礼いたしました。605便でございます。

ただいまの御指摘でございますけれども、今日現在お示しをしておりますのは交通局案でございます。これを地域団体の皆様にお示しをして、しっかり御意見を承ってまいりたいというふうに考えてございますし、これは、今、37系統の例を御紹介いただきましたけれども、これは地域団体の皆様方に、それぞれ地域でしっかり御説明をいただきたいという、そういう意図でやっているものでは決してございません。お一人お一人のお客様には、我々のほうからしっかりお伝えするということは必要なことだろうというふうに思ってございます。これまでも地域団体に御説明をさせていただく中で、じゃあ、今お渡しした情報を役員さん限りでとどめていただくということをお願いしたことございませんし、広く共有いただいているというところもあるのは確かでございます。

こういったアドバイスを頂戴をしながら、我々のほうで見直し、いわゆる路線見直しの成案、これで実施をさせていただきたいというものをおおむね半年程度前に、今後お示しをしていくたいというふうに考えておりますけれども、この停留所への掲示でありますとか、あるいは、車内掲示、広報誌、ホームページといったような媒体を使って、広く地域の皆さん、お客様に内容を

お伝えをしていきたいというふうに考えてございます。

日々のバスの御利用状況でありますとか、あるいは、その見直しによって生じる影響というのは、お一人お一人で随分違うだろうというふうに考えてございます。個別のお問合せをしっかりとお受けできる体制を整えまして、そこで御案内をすることで、これらのお問合せをいただければ、きちんと御案内をさせていただく。そこで御意見を承るということもあるかと思います。そういうものもきっちりキャッチをさせていただいて、じゃあ、この見直し後にどういう形で御利用いただければいいのかということも、お客様お一人お一人に正確にお伝えできるような、そういう体制を整えていきたいと思っておりますので、こういったような形で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員（松本のり子） ホームページなどで、これが決定してから、そういうことをするんじやなくて、今まだ便数見直し後の本数が決まってないと先ほどおっしゃいましたから、今の段階できっちり私は住民に説明すべきだと思います。

なぜ言うかといえば、ヒアリングしたときに、区75系統がもうなくなる、廃止だと。この区つて何かと聞けば、区役所に行く路線ですよね。そうなれば、今度、北部のほうの人は妙法寺で降りて、区役所に行く場合は地下鉄に乗らなきゃいけない。南部の人は須磨のほうのどこかの駅で降りて、山陽に乗って区役所に行くと。そういう意味では、本当に区役所に行くのは、やっぱり必要な書類をそろえるために区役所に行くんであって、そんな大切な路線を平気で区75系統をなくすと。75と一緒に合わすんやいうけれども、75では行かないんですよね、区役所まで。だから、そういう意味では、私は、見直し後の本数が決まってないんだったら、せめて区役所に行くような、その権利は保障すべきだと思うんですよ、市民の皆さん。だから今、ちゃんと大勢の人に意見を聞いてほしいと。本当に交通局では分からない、日々暮らしている方たちの声を聞くべきだと思います。そのことは東灘でも33系統が岡本のほうの人は区役所に行けなくなった。32系統は区役所に行けない。六甲道に行きますから、灘区役所には行けるけども、東灘区役所に御影山手の人は行けないというような、もう本当に何かとんちんかんな路線になっているので、そこは、だから今ちゃんと聞くべきだと。終わった後、いろんな媒体を使って広報をするというんじやなしに、今やっていただきたいことをもう1度お聞きします。

○児玉交通局副局長 一例として区75系統を御紹介をいただきました。これは我々も、当初段階で、特に須磨区の高倉台エリアから須磨区役所へお出かけになるといったようなお声がありましたので、設定をさせていただいたということでございますけれども、残念ながら、今、日々御利用いただいている区役所へ、まさに板宿ですね。区役所まで行っていただいているお客様は、全体の中で10名余りという、非常に限られた御利用にとどまっているというところでございます。1日走って10名余りのお客様をお運びするために、そのバスは高倉台エリアから、一旦そのエリアから出て、板宿のほうへ走っているわけでございますけれども、大変恐縮ながら、これは例えば妙法寺駅へ参る75系統というのはあるわけです。あるいは、月見山のほうへ行く便もございます。地下鉄へ乗り継ぎをお願いする、あるいは、妙法寺でほかの系統に乗り継ぎをいただくことで、板宿のほうには向かっていただけるということでございます。

一方で、この区75系統を見直す中で、そこで朝のラッシュ時に少し輸送力が足りないというようなところが増強できないだろうかというようなことは、アイデアとして持ってございますし、これはまさに我々、日々の御利用をしっかりと拝見をしているというところでございますので、今、委員から御指摘いただいたようなところ、まさに、ただ一方で、この10名の方には実際に御

負担をおかけする、御迷惑をおかけするということは、これは重々認識をしております。ですから、そういう意味で、事前に地域団体へ入らせていただいたときに、その辺りも我々としては意図を御説明をさせていただいて、なお、そこで何か別のアイデアが出るようであれば、そこはしっかりと承ってまいりたいというふうに思ってございますし、有益なものは取り入れていきたいという考え方でございます。

○委員長（諫山大介） 松本委員、そろそろ。

○委員（松本のり子） まとめますが、ぜひ区民対象に説明会を早急に開いていただきたいということを申し上げて、終わります。

○委員長（諫山大介） その他、所管事項。

○委員（門田まゆみ） さっきの松本委員の質問に対しての回答に対して確認をさせていただきたいんですが、見直しがあった後、広く知らせるために、半年前程度にお知らせをしますという説明があったんですけども、この見直しを半年前に広く周知をしたときに、例えば皆さんからの声が再び上がってくる可能性もあるんですが、そのときには、例えばその声の多さによっては、また再度見直しをするということはあるんでしょうか。

○児玉交通局副局長 ありがとうございます。今、我々が考えております案、あるいは今後、地域団体の皆様から様々、御意見、アドバイスをいただきながらつくっていく案でもって、かなりの部分がカバーできるだろうというふうには考えてございます。

ただ、今、委員から御指摘をいただきましたとおり、実際に、じゃあこれでやっていきたいと思っていますという成案を半年前にお示しをした中で、こうしたらもっと利用が増えるんじやないかとか、あるいは、地域のほうから、もっとしっかり利用するから、そこは少し議論させてほしいといったようなことがありましたら、もちろん我々は、これは経営改善のためにやっていくということでございますので、より多くの御利用でありますとか、より効率的な運営ができるというようなアイデアにつきましては、これは全てが反映できるかどうかは分かりません。その部分を取り上げると、全体に影響が及ぶというものもあるかも分かりません。これはお話を伺いながら、ケースに応じてとはいって、御利用いただけるということなのであれば、これは本来の趣旨、目的からして、我々は実現の方向に向かって、何かしら手立てを考えていきたいというふうに思っておりますので、そういったようなお話をありましたら、ぜひお伺いしてみたいと思いますし、柔軟に検討していくという考え方で進んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（諫山大介） その他いかがでしょうか。

（なし）

○委員長（諫山大介） ほかに御質疑がなければ、交通局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。午後1時15分より再開いたします。

（午後1時15分休憩）

（午後1時15分再開）

（建築住宅局）

○委員長（諫山大介） ただいまから都市交通委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、建築住宅局に対する審査を行います。

それでは、議案5件及び報告事項2件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席されたままで、マイクもお願いいいたします。

○根岸建築住宅局長 それでは、予算議案2件、議案3件、報告事項2件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会資料1ページを御覧ください。

1. 予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算（関係分）、繰越明許費の説明でございます。以下、金額については1,000円単位以下を切り捨て、万円単位で御説明いたします。

表にございますとおり、営繕事業及び建築指導事業において、合計4,050万円を令和8年度に繰り越そうとするものでございます。

2ページを御覧ください。

2. 予算第27号議案令和7年度神戸市営住宅事業費補正予算、繰越明許費の説明でございます。

表にございますとおり、市営住宅建築事業及び市営住宅管理事業において、合計63億9,384万円を令和8年度に繰り越そうとするものでございます。

3ページを御覧ください。

3. 第92号議案神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件でございます。

1. 改正の理由は、都市計画の決定に伴い、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正するものでございます。

2. 地区計画の概要は、神戸ハーバーランド地区地区計画の変更に伴う改正でございます。

3. 改正の概要は、文化・商業・業務地区における変更でございまして、①容積率の最低限度・高さの最低限度を削除し、②敷地面積の最低限度を追加するものでございます。

4. 条例の施行期日は、公布の日から施行する予定でございます。

4ページから7ページに議案を、8ページに議案参考図を掲載しております。

9ページを御覧ください。

4. 第93号議案神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正する条例の件でございます。

1. 改正の理由は、神戸市建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画の施行に合わせて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第1項に基づき、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正するものでございます。

2. 改正の概要でございます。

同法に基づき、条例で定める建築物の用途と規模を条例に追加するものでございます。

3. 条例の施行期日は、令和8年4月1日を予定しております。

10ページに建築物再生可能エネルギー利用促進区域の区域図を、11ページから12ページに議案を掲載しております。

13ページを御覧ください。

5. 第98号議案ひよどり台住宅68-70号棟エレベーター設置他工事請負契約締結の件でございます。

(1)工事内容は、第3次市営住宅マネジメント計画に基づき、エレベーターのない市営住宅にエレベーターの設置・住戸内の改善等の改修を実施することにより、良好な市営住宅ストックの

形成を図るものでございます。

(2)工事場所は、神戸市北区ひよどり台3丁目、(3)完成期限は、令和10年1月31日、(4)請負金額は、6億1,677万円、(5)請負人は、ニッケみらい建設株式会社でございます。

14ページに付近見取図、15ページに配置図、16ページに完成予想図、17ページに入札結果、18ページに議案をそれぞれ掲載しておりますので、御参照ください。

19ページを御覧ください。

6. 報告、神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例施行規則（案）に係る意見公募手続きについてでございます。

(1)趣旨は、令和7年9月に制定した神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例の施行規則に係る意見公募手続を行うものです。

(2)意見募集の方法等について、①意見募集期間は、令和7年12月5日（金曜日）から1月9日（金曜日）までを予定しております。

資料の閲覧場所、意見の提出先、提出方法についても記載しておりますので、御参照ください。

(3)意見募集後の予定について、いただいた御意見に対し、神戸市ホームページで一括して神戸市の考え方を公表いたします。

20ページを御覧ください。

条例施行規則（案）の概要でございます。

1. 制定の背景・趣旨についてですが、令和7年9月に制定した神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例の施行規則を制定するものでございます。

2. 条例施行規則案の概要についてですが、20ページ後半から22ページにかけて、各届出の届出時期及び項目を、23ページに情報開示、届出等に関する勧告、公表等について記載しております。

3. 施行予定日については、令和8年4月1日に施行する予定としております。ただし、届出に関する規定については、令和8年7月1日の施行を予定しております。

参考資料として、24ページから29ページに条例施行規則の素案を掲載しております。

30ページを御覧ください。

7. 報告工事請負契約の締結について（関係分）でございます。

2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約につきまして、建築住宅局関係分を御説明いたします。

令和7年8月1日から令和7年10月31日までの期間において、該当する契約は、東多聞住宅36・37号棟外壁改修他工事、須磨区高尾台防災対策工事（A工区）その4、深江南住宅1・2号棟外壁改修他工事、港島住宅70号棟外壁改修他工事、明泉寺住宅取壊し及び敷地整備工事、以上の5件でございます。

以上、予算議案2件、議案3件、報告事項2件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（諫山大介） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

初めに、予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち、建築住宅局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（諫山大介） 次に、予算第27号議案令和7年度神戸市営住宅事業費補正予算について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（諫山大介） 次に、第92号議案神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件について御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） 次に、第93号議案神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正する条例の件について御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） 次に、第98号議案ひよどり台住宅68-70号棟エレベーター設置他工事請負契約締結の件について御質疑はございませんか。

○委員（山本のりかず） よろしくお願ひします。ひよどり台住宅でエレベーター設置工事をされると伺いました。当該団地における、まず再編手法はどのように決定したのか、確認します。

事例として、北区において、過去、北区文化センターでは外壁改修後、間もなく再整備となり、改修が必要だったのか疑問に感じております。当該団地で同じようなことが起こることがないように、しっかりと将来需要を見通して、再編手法を決定しなければならないと考えますが、併せて当局の考え方を確認します。

○田中建築住宅局長 御質問いただきましたひよどり台住宅のエレベーター設置工事は、第3次市営住宅マネジメント計画に基づきまして実施をしておるところでございます。第3次市営住宅マネジメント計画では、改修時期を迎える昭和55年以前に建設されたエレベーターのない住宅、階段室型住宅を対象に、令和3年度より10年間の計画で再編改修に取り組んでおるところでございます。

各住宅の事業手法は、廃止を原則とし、周辺地域に入居者の移転を確保できない場合は、エレベーター設置・改修を検討しということとなっておりまして、その中で、効果、効率性あるいは改修履歴、将来需要等も考慮した上で事業手法を決定し、取り組んでおるところでございます。

御指摘のひよどり台住宅につきましては、昭和48年から50年にかけて建設された階段室型の市営住宅20棟604戸の団地でございます。令和3年度に3次計画に位置づけまして、令和4年度から順次事業に着手をしておりますが、その時点で入居者は317世帯と約50%の入居率でございました。また、過去の一般募集の応募倍率も0.2倍ということで、需要が少ないといった状況にございました。このため、事業手法の決定に当たっては、まずは廃止を検討しましたが、周辺の住宅では全室分の移転先の確保は難しいことから、ひよどり台に残りたい入居世帯を想定しまして、一部を廃止、一部はエレベーター設置ほかバリアフリー化し、住宅設備をアップデートしつつ、集約することといたしました。以上の取組を通じまして、良好な住宅ストックとして、必要戸数を残しつつ、使い続けることが可能となることから、将来需要に適切に対応していくための事業手法を選定していると考えております。

以上でございます。

○委員（山本のりかず） 昭和48年から50年の間に建てられたということは、今年で50年から52年に当たるというふうに理解しています。その中で、廃止を検討しましたが、移転先も含めて一部残し、一部廃止ということの考え方も理解しました。そういう意味で、当局の考え方は、今、田中部長が説明されたとおり、私も了解した次第です。

そういう意味で、今後、ひよどり台地区の活性化という観点から、神戸市では、皆さん御承知のとおり、独立行政法人都市再生機構と2022年6月、今から3年前に都心・三宮再整備の推進ということで、大きく4点、包括連携協定を締結しております。まず1点目が、郊外団地の活用によるまちづくり、2点目が、都市・まちの再生に向けたストック活用、3点目が、多文化共生・多世代交流の推進、最後に、都心・三宮再整備の推進ということが掲載されております。

今回、ひよどり台地区に該当するのは、郊外団地の活用によるまちづくりというふうに理解しております。そういう意味でも、ひよどり台地域の活性化の観点より、UR都市機構と連携して地域の発展に貢献、寄与することも考えられますので、その辺りも建築住宅局として検討していただきたいことを要望させていただきます。

以上です。

○委員長（諫山大介） ほかございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） 次に、報告事項、マンション管理状況の届出業務化規則制定に係る意見提出手続きについて御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（諫山大介） 次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、建築住宅局関係分に関する御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（諫山大介） 次に、この際、建築住宅局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（門田まゆみ） よろしくお願ひいたします。今、市営住宅のマネジメント計画が進んでいくと思うんですけれども、その中で、ちょっと御相談があったんですが、追い出されるとかいうような不安をあおって、アンケートとか、この署名をすれば、あたかも計画がなくなるかのような触れ込みで、住所ですか、氏名ですか、あるいは連絡先というような個人情報を集めているところがあるんだという話があったんですね、御相談として。神戸市としては、そういうアンケートとかはされてないと確認は取れたんですけども、そういった、これから年末になっていきますと、いろんな詐欺とかも横行してくると思いますので、そういう相談先、ちゃんとそんなアンケートとかが神戸市のものなのかどうなのかとかという、その確認先というのをもう1度ちょっと対象の市営住宅とかにも掲示をするとか、お知らせをするとかということをお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○根岸建築住宅局長 今、御指摘いただきましたマネジメント計画の推進に当たって、御指摘のあるようなアンケートというのは、我々ではするようなことはございません。我々がアンケートをする場合には、移転をしていかないといけない方がいらっしゃいますので、どちらを希望されますかということで、アンケートをすることはございますけども、我々のほうから追い出すとかいうこともございませんし、我々は責任を持って移転先を確保して、移転していただくということでやらせていただいております。

大きな意味で、窓口ということになりますと、マネジメントを推進しているのが住宅整備課ということになりますので、そちらのほうを御案内いただければ、今のような話というのはきっちりさせていただきますし、もし委員のほうに、先生のほうに御相談がありましても、そんなことは決してないというふうに言っていただき、また住宅整備課のほうを御案内いただければありがたいなというふうに思っております。

○委員（門田まゆみ） ということは、その建築住宅局のほうから、ちょっと案内という形はしない感じですか。

○根岸建築住宅局長 今のところ、お問合せがあればというふうに思っておりますけども、必要があれば、また御相談いただければ、検討させていただきたいと思います。

○委員（門田まゆみ） お問合せというか、そのお問合せをする先をちょっと周知するとかというお考えはない感じ。

○根岸建築住宅局長 マネジメント計画自体を我々のほうでやらせていただいておりますので、その窓口は住宅整備課ですというようなことは可能だと思いますので、検討させていただきます。

○委員長（諫山大介） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） ほかに御質疑がなければ、建築住宅局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

なお、委員の皆様におかれましては、当局が退室するまでしばらくお待ち願います。

（午後1時31分休憩）

（午後1時33分再開）

○委員長（諫山大介） それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第23号議案令和7年度神戸市一般会計補正予算のうち本委員会所管分について、いかがでしょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（諫山大介） 原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（諫山大介） 挙手多数であります。

よって、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第26号議案令和7年度神戸市市街地再開発事業費補正予算について、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第27号議案令和7年度神戸市営住宅事業費補正予算について、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第92号議案神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件について、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第93号議案神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正する条例の件について、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第98号議案ひよどり台住宅68-70号棟エレベーター設置他工事請負契約締結の件について、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（諫山大介） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第171号土地譲渡契約書等に基づき、王子陸上競技場等建物解体工事に関する説明会の開催を神戸市が関西学院に直ちに要請することを求める陳情について、各会派の御意見をお聞かせ願います。

自由民主党さん。

○委員（上畠寛弘） 先ほどの質疑でも申させていただきましたけども、王子動物園は決して灘区民、灘区のためだけのものではなく、神戸市民全体の利益のために存在し、神戸市民の皆様に対して情報というものが公開、提供されればよいと考えておりますので、その近隣であるとか、特定の地域のみに説明会も、そもそも私はする必要がないと考えております。どちらかといえば、オープンソース、オープンの場で情報提供もしていただきたいと思いますし、その旨については、局のほうは了として言っていただきましたし、説明に関しても、私としてはこれでよいというふうに考えてございますので、本陳情については打切とさせていただきます。

○委員長（諫山大介） 日本維新の会さん。

○委員（山本のりかず） 本陳情は、王子陸上競技場等建物解体工事に伴うアスベスト除去作業について、神戸市が関西学院大学に住民説明会の開催を求めるよう働きかけることを求めるものである。周辺住民からはアスベスト飛散への懸念や、説明不足への不安が示されており、その点は十分理解できるところであります。

環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策ガイドライン」では、事業者がアスベスト含有状況や作業方法、飛散防止措置等について、住民に分かりやすく情報提供することが求められています。その趣旨を踏まえれば、近接する5自治会向けの事前説明や文書配布のみでは十分とは言い切れず、事業者にはより丁寧かつ詳細な説明が期待されるところであります。しかし、本工事は神戸市ではなく、関西学院大学が施工主となる民間事業であり、神戸市が説明会開催を義務づける法的根拠は存在しない。大気汚染防止法に基づく指導や、周知要請は可能であるものの、強制力を伴う履行を求めるることは難しく、市議会として、陳情をそのまま採択し、神戸市に義務として求めるることは、法的実効性の観点から適当でないと考えます。

一方で、住民の不安が残る現状を踏まえれば、個別説明の実施や、追加資料の提供など、関西学院大学による丁寧な対応が望まれます。また、神戸市としても、これまでの再整備の経緯を踏まえ、生活環境の保全及び住民の安心確保の観点から、事業者に対して適切な情報提供とコミュニケーションを継続的に働きかけることが求められ、我が会派として要望します。

以上のこととで、本陳情は審査打切とします。

○委員長（諫山大介） 公明党さん。

○委員（萩原泰三） 公明党は審査打切でお願いいたします。以下に理由を述べます。王子陸上競技場などの建物は築年数が古いことから、アスベストを含む建材が使用されており、解体工事に当たって、近隣住民の皆様が御心配されるお気持ちちは十分に承知しております。また、陳情者を含め一部の近隣住民の方が施主である関西学院による工事説明会の開催を希望されている思いも理解しております。しかしながら、陳情者も理由に挙げられておられる環境省の解体工事におけ

る石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドラインには、リスクコミュニケーションの実施方法として、掲示、チラシ配布・回覧、個別訪問による説明、説明会の開催、そして、その他の方法の5つの方法が示されており、関西学院はこのうち掲示とチラシ配布・回覧の2つ行っており、ガイドラインにのっとった対応となっています。また、自治会や住民の方から問合せがあった場合にも、関西学院が個別に説明の機会を設けていることから、さらなる対応を直ちに要請することは困難と考えます。

一方で、今後の解体工事を進めるに当たり、予定外の事態が発生するなどの新たに住民に説明が必要な場合は、住民説明会の開催を積極的に検討することを当局から関西学院へ働きかけるよう要望いたします。

○委員長（諫山大介） 日本共産党さん。

○委員（松本のり子） この陳情171号の採択を求めます。スタジアムを解体するに当たり、飛散性のアスベストも含まれているということが関学の資料からも明らかです。だからこそ、171号の陳情者は住民説明会を求めています。しかし、関学は、心配があり、関学に説明を求める人に、来た人については対応するという、そういった不十分な姿勢に終始しています。神戸市としても、この間、行政連絡会、15の連合自治会に説明をしたと言いますが、実際に来たのは13自治会だった。そして、何よりもこの場ではアスベストの話は出なかったということも、今日明らかになりました。そして、結局、アスベストについて、関学が説明したのは僅か5つの自治会役員5人だけであったということも明らかになりました。隣には動物園、年間120万から130万人の来場者がある動物園が隣にありながら、こういった姿勢ではなく、しっかりと安心できるような、市民にきちんと説明をすべきは当然のことと、採択を求めます。

○委員長（諫山大介） こうべ未来さん。

○委員（木戸さだかず） 本陳情につきまして、解体工事に係るということで、解体工事につきましては、当然影響範囲である近隣に丁寧に説明すべき事案ですが、一方で、当局の説明等々お聞きする中で、事業者である関西学院につきましては、自治会をはじめ、一定説明をしているということで、説明に瑕疵があるとまでは言えないと考えています。また、自治会から声が上がっていらないということも含めて、関学は適切に説明をしているものと考えます。また、説明の中でも、これからも一定関学は説明を尽くすということですので、今回は会派としては打切を主張いたします。

今後につきましては、王子公園に関しては、これまでから様々な声が上がっていますので、当局におかれましては、これからも丁寧な説明に努めていただくようお願いを申し上げるところです。

以上です。

○委員長（諫山大介） 跳躍の会さん。

○委員（川口まさる） 陳情171号について打切とします。本件陳情は住民説明会の開催を直ちに要請することを求めていました。他方、市は解体工事について問合せがあった場合、大学において個別に対応するなど、必要な説明を実施しているとの立場です。私は執行機関において、できるだけ周到に住民との意見交換をしてほしいと思っていますが、その手法や期日について、ある程度は任せるべきだと思います。よって、住民説明会を直ちに要請すべきとまでは言えず、打切とします。

なお、今後、造成工事や建築工事に当たっては、より丁寧な説明が求められるとは思います。

○委員長（諫山大介） 以上のように、各会派の御意見は採択、審査打切の2つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りいたします。

まず、本陳情について、採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

本陳情の採否を決することに賛成の方は、念のために申し上げますと、採択を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（諫山大介） 挙手少数であります。

よって、本陳情は採否を決しないことに決定いたしました。

したがって、審査打切となりました。

以上で意見決定は終了しました。

○委員長（諫山大介） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会します。

（午後1時44分閉会）